
台風第 15 号に係る災害対応検証 【改定版】

令和 5 年 8 月
静 岡 市

～ 目次 ～

災害対応検証の改定について.....	1
第4章 検証結果.....	2
検証項目 1 災害対策本部及び本部会のあり方.....	2
(1) 災害対策本部設置の時期.....	4
(2) 災害対策本部本部会開催の時期.....	4
(3) 災害対策本部の役割・機能（本部長の行動を含む）.....	6
検証項目 2 応援体制（府内、国・県・他都市、自衛隊など）.....	10
(1) 災害配備体制の再構築.....	14
(2) 国・県・他都市への応援要請.....	14
(3) 自衛隊への応援要請.....	16
(4) 民間事業者との協力協定.....	16
検証項目 3 被害状況の調査・報告.....	18
(1) 被害状況の調査.....	20
(2) 被害状況の報告方法の明確化.....	22
(3) 特定の項目に対する被害状況の調査.....	22
(4) 特定の項目に関する被害状況報告.....	24
検証項目 4 情報の収集・共有・発信.....	26
(1) 災害情報の収集.....	32
(2) 情報の集約と共有.....	34
(3) 市民への情報発信.....	36
(4) 報道機関への対応.....	38
検証項目 5 自治会などとの連携.....	40
(1) 自治会（自主防災組織）.....	42
(2) 水防団・消防団の活動.....	42
検証項目 6 災害廃棄物.....	46
(1) 被害状況の把握・共有、部内組織体制.....	48
(2) 応援体制（府内、自衛隊、災害協定締結業者など）.....	48
(3) 災害廃棄物の収集運搬（臨時ごみ集積所、戸別収集）.....	50
(4) 災害廃棄物の大規模仮置場.....	50
(5) 災害廃棄物の処理.....	52
検証項目 7 断水.....	54
(1) 応急給水活動.....	58
(2) 情報収集と情報発信.....	60
(3) 断水関連対策.....	60
(4) 応急復旧活動.....	62
検証項目 8 洪水・浸水害.....	66
(1) 浸水被害の軽減対策.....	66
(2) 被害状況の調査・報告.....	68
(3) 情報の収集・共有化・発信.....	68
検証項目 9 土砂灾害.....	70
(1) 宅地内土砂の対応.....	72
(2) 交通路の確保.....	72
(3) 斜面崩壊・土砂流出への対応.....	74
検証項目 10 被災者支援.....	76
(1) ボランティア本部の設置・運営の支援.....	80
(2) 生活必需品の給与・住宅支援（災害救助法等に基づく支援）.....	80
(3) 被災者の健康観察・見守り.....	82
(4) 被災者の個別訪問調査.....	82
(5) 被災事業者（中小企業・小規模事業者・農業者）支援.....	82
(6) 支援物資.....	84
検証項目 11 その他.....	86
(1) 災害用備蓄の活用.....	86

災害対応検証の改定について

令和4年台風第15号の影響により、本市では記録的な大雨が降り、浸水被害や土砂崩れによる被害、広範囲における断水など、甚大な被害が発生し、市民生活に大きな影響を及ぼしました。

このような事態を踏まえ、本市では災害対応における課題や原因を明らかにし、経験や教訓を今後の防災、減災等につなげるため、災害対応検証を実施し令和5年3月に最終報告を取りまとめました。

さらに6月2日の大雨などの対応を踏まえ、各局において検証結果の点検を行い、今後しっかりととした防災、減災対策を行うためには、令和5年3月の災害対応検証における「今後の対策」では不十分であると認識し、より良い「今後の対策」とするよう検証の見直しを実施しました。

見直しにあたっては、「最悪の事態の想定」、「初動全力」、「平時組織の有事組織化」ができる組織の実現や、市は自己完結組織ではないことを認識し「社会の大きな力」をうまく働かせるようにすることなどの新たな視点を加え、令和5年3月の災害対応検証における「今後の対策」だけでなく「課題・問題点」や「原因分析」についても見直しを行い、このたび『災害対応検証の改定版』として取りまとめました。

今後は、改定した検証結果に基づく取組を防災・減災等の対策に確実に反映させることで、危機管理能力の向上を図り、市民の安全・安心の確保に努めてまいります。

第4章 検証結果

検証項目1 災害対策本部及び本部会のあり方

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き
9月23日	09:00	台風接近に伴い、危機管理総室は災害配備の準備開始
	19:00	大雨警報（静岡市南部）発表に伴い災害配備体制立ち上げ
	19:52	土砂災害警戒情報（静岡市南部）発表に伴い配備体制強化・該当地区支部参集
	20:15	避難指示（静岡市南部の土砂災害警戒区域などを対象）発表 (24日(土)01:50までに5回発表)
	20:18	市長・副市長に対応報告（第1報）（静岡市南部土砂災害警戒区域の避難指示決定）
	20:19	市長・副市長に被害状況等報告（第1報）
	22:09	市長・副市長に対応報告（第2報）（静岡市北部土砂災害警戒区域の避難指示決定）
	23:22	市長・副市長に被害状況等報告（第2報）
	23:40	市長・副市長に対応報告（第3報）（巴川等浸水想定区域の避難指示決定）
	01:05	市長・副市長に対応報告（第4報）（安倍川等浸水想定区域の避難指示決定）
	01:15	静岡県から災害救助法の適用を打診、適用意思ある旨回答
	01:52	市長・副市長に被害状況等報告（第3報）
	03:29	市長・副市長に被害状況等報告（第4報）
	05:33	市長・副市長に対応報告（第5報）（安倍川等浸水想定区域の避難指示解除決定）
	06:30	静岡県から災害救助法の適用決定通知
	11:42	消防局から市長・副市長に119番入電情報等報告
	11:55	市長・副市長に被害状況等報告
9月24日	12:20	市長登庁、状況報告の指示
	13:00	災害対策本部設置
	15:00	本部長（市長）に被害状況を報告（第5報）
	19:30	本部長・副本部長に被害状況等報告（第6報）
	08:15	本部長から情報収集の指示
	09:00	府内打合せ
	10:00	本部長、災害対応以外の通常公務対応
	12:00	本部長、承元寺取水口など災害現地視察
	14:00	本部長・副本部長に被害状況等報告（第7報）
	15:00	第1回検討会議
9月25日	18:00	本部長に検討会議の結果を報告
	21:20	本部長・副本部長に被害状況等報告（第8報）
	以降	本部長・副本部長へ隨時被害状況等報告

対応状況
(1) 災害対策本部設置の時期
・危機管理総室は、9月22日(木)に静岡地方気象台に連絡し、台風説明会を開催するなどの雨は予想していないことを確認した。このため、事前に危機警戒本部を設置し、防災行動計画（タイムライン）を作成せず、気象情報の発表にあわせて対応することとした。
・危機管理総室は、災害対策本部設置に先立つ9月23日(金)朝から職員が待機し、大雨警報や土砂災害警戒情報などの発表にあわせて段階的に体制を強化とともに、危機管理統括監の指揮のもと、関係機関からの気象・水位情報の収集、避難情報の発表や区本部・地区支部と連携した避難場所開設などの災害対応を行った。
・9月24日(土)の市長登庁後の13時に災害対策本部を設置した。
(2) 災害対策本部本部会開催の時期
・危機管理総室は、避難情報の発表にあわせ、本部長（市長）・副本部長（副市長）に、随時、対応状況を報告した。
・9月24日(土)の災害対策本部設置後は、各部から被害や対応状況に関する情報を収集した
・25日(日)に第1回災害対策本部検討会議（以下、「検討会議」という。）を開催し、副本部長以下、本部員（局長など）が被害や応急対応の状況を報告・共有するとともに、今後の対応方針に関する協議を行い、広報の改善、災害廃棄物の臨時集積所の再確認、応急給水などの活動調整を協議・決定した。
・26日(月)に第1回災害対策本部会（以下、「本部会」という。）を開催し、本部長以下、本部員が被害や応急対応の状況を報告・共有した。また、清水区の断水対応として、自衛隊の災害派遣要請を協議・決定するほか、公共施設における給水支援や、入浴支援などを決定した。
(3) 災害対策本部の役割・機能
①総括部の機能
・総括部は、災害対策本部設置直後、災害関連業務が集中した混乱期において、様々な要請・問合せへの対応、府内及び関係機関との調整、協力協定事業者への要請などを行った。
②各部の対応
・各部は、地域防災計画に定められた単独で実施できる所掌事務について、災害対応を行った。
③職員の配置
・地域防災計画に定められた所掌事務を行うため、あらかじめ計画で定めた配置に基づき災害対応を行った。また、状況に応じ人員の再配置を行った。

月日	時刻	主な動き
9月26日	08:30	第1回本部会
	12:30	本部長、給水箇所など現地視察
	14:20	内閣府副大臣など現地視察調整開始
9月27日	09:00	内閣府副大臣など現地視察対応
	10:00	本部長、現地視察、内閣府副大臣を案内
	14:00	本部長、内閣府副大臣への緊急要望及び意見交換
9月29日	09:30	第2回検討会議
9月30日	14:00	第2回本部会・総括部体制強化
	09:30	本部長、現地視察

(1) 災害対策本部設置の時期

課題・問題点	原因分析
・災害対策本部の設置は、地域防災計画の設置基準では、「災害救助法が適用される程度の災害が発生するおそれがある」と判断した9月24日(土)未明に設置すべきであったが、24日(土)13時の設置となり、職員への周知も遅れたため、早期に全般的な体制に移行することができなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、最悪の事態を想定し、初動全力で災害対応を行うという認識のもと、対策本部の速やかな設置について、自ら判断すべきであった。 職員が9月23日(金)の夕方から、気象・水位情報の収集、避難情報の発表や避難場所開設の準備、また9月24日(土)未明以降は、関係機関・市民からの問合せなどの電話対応に忙殺されている状況を踏まえ、この時点で、危機管理統括監は、市長に対し災害対策本部の設置を進言すべきであった。 <p>・台風接近時には、地域防災計画に基づく災害配備体制とし、必要人数を配置するなど、対応準備はできていた。しかし、限られた情報下において最悪の事態を想定し、初動全力で災害対応を行うことができなかった。</p>

(2) 災害対策本部会開催の時期

課題・問題点	原因分析
・災害対策本部設置後に、総括部は本部会を速やかに開催しなかったため、市の対応方針の決定が遅れた。	<ul style="list-style-type: none"> 総括部は、被害情報の精度を高めることに注力しそうたが、情報の不確実性が高い初動時においても、災害対策本部設置後に速やかに本部会を開催し、今後の対応方針を決定するという視点に欠けていた。 9月25日(日)に第1回検討会議を開催し、副本部長及び本部員は、被害・応急対応の状況を報告・共有するとともに、当面の応急対応を協議・決定しており、災害対応に注力していたが、検討会議でなく本部会とすべきだった。

対応状況

今後の対策
災害対策本部の迅速な設置
➤ 総括部情報班の情報収集・分析能力を向上させ、災害の現況や今後の見通しなどを適時適切に市長に報告するほか、市長自らも状況判断することで、災害対策本部を適時に設置する。また、災害対策本部設置基準だけでなく、臨機応変な災害対応ができるよう、職員の参集基準等を見直す。
➤ 災害の種類に応じたタイムラインを活用するほか、災害の状況を随時市長に報告の種類に応じたタイムラインを活用するほか、災害の状況を随時市長に報告し、対策本部設置の必要性など応急対応の方針を諮りながら対応する。
➤ 適時に災害対策本部が設置できるよう、他都市における過去の成功事例、失敗事例などを研究し、本市の本部設置の判断に活かしていく。

今後の対策
迅速な本部会の開催
➤ 限られた情報下であっても災害対策本部の設置後に速やかに本部会を開催し、対応方針を決定する。
➤ 第1回本部会の議事内容は、被害状況の確認・共有、対応方針の決定、防災行動計画（タイムライン）の確認、職員の配備体制の確認などとする。

(3) 災害対策本部の役割・機能（本部長の行動を含む）

課題・問題点	原因分析
①総括部の機能	<p>①総括部の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括部は、状況に応じて、適時適切に基本方針案を本部長に諮ることができなかった。 ・本部長は発災当初の9月25日(日)午前中に、災害対応以外の通常公務に従事したが、初動時は災害対応を最優先で行うべきであった。 ・本部長は状況が刻々と変化する初動期においては、最悪の事態を想定した緊急対応が必要となる場合があることから、地域行事への参加については見送るべきであった。また、被災箇所の確認を複数回にわたり実施したが、現地確認は早急に方針を決定すべき事案に限るべきであった。
②各部間の調整	<p>②各部間の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部は地域防災計画に明確に定められた、単独で実施できる所掌事務については、自らの判断で災害対応に当たっていたが、横断的な調整が必要な事象については対応に時間を要した。 ・訓練が十分ではなく、総括部、各部、区本部が災害時に具体的に実施すべきこと、必要な調整手続きや要領を事前に定めておく必要性を認識していなかった。また、事前に調整していない事項について、臨機応変な対応ができなかった。 ・本部会以外に各部の情報を共有し、活動調整を実施する機能や組織が定められていなかった。 ・地域防災計画には本部室連絡員の招集を規定しているが、総括部が招集しなかったため、各部との情報共有や連携調整が不十分となつた。

今後の対策
①総括部の機能
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 迅速に被害情報を把握するため、総括部情報班の情報収集・処理能力を向上させる。また、地域防災計画に定めた役割・機能を果たすよう各部の役割分担を明確にするとともに、総括部は、様々な災害を想定した訓練を繰り返し実施し、災害対策本部や関係機関との活動調整能力などを強化することで、柔軟で機能的な危機管理体制を構築する。 ▶ 危機管理統括監及び総括部の役割を明確化し、総合調整に係る機能を強化することで、災害時に本部長が適時適切に状況を判断し、基本方針を示すことを補佐する。また、本部長の定めた方針に基づき災害対応を実施する部を統制・調整し、密接に連携させて総合的な災害対応を行う。さらに総括部は、「今やっていること、これからやるべきことリスト」を常時作成し、共有するとともに、毎日定期的に情報発信する。 ▶ 災害時に本部長は、最悪の事態を想定し、災害対応に専念するとともに、災害の状況を常に把握し、刻々と変化する状況に応じた適時適切な判断と対策を行う。
②③共通
<p>平常時から災害時への迅速な移行と災害対応体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対応に際して、通常業務から災害対応業務に速やかに移行するとともに、各局との連携強化を高めるため、各部からの本部室連絡員による危機管理力強化プロジェクトチームを設置する。

課題・問題点	原因分析
<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画には所掌事務が定められているが「明確に役割分担が位置づけされていない事務（例えば「孤立対策」など）」「具体的な内容が定められない事務」、「計画上に規定されていない事務」について、総括部と各部において活動調整に時間を要した。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画では「災害対応業務の所管調整に関すること」は総務部の事務分掌として定めていたが、総括部と総務部との間で役割分担が明確ではなかった。
③職員の配置	③職員の配置
<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画に定めていた所掌事務を行うためには、計画上の人員数では期待された災害対応を行うには不十分な部分があった。 状況に応じた適切な人員の再配置が不十分であり、特定の部に負担が集中し対応に支障をきたした。 	<ul style="list-style-type: none"> 本部会で決められた災害時の優先事項を実施するために、通常時の業務に携わる職員を優先順位の高い災害対応業務を担当する部に再配置するなど「誰が、いつ、どのように対応するのか」など職員配置の考え方を明確にしていなかった。

今後の対策
<p>災害時事務分掌における役割分担の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時事務分掌における役割分担などが不明確な事項については、役割分担を明確にした上で、関係部と調整し、対応フローを整備する。 災害時事務分掌での記載が不明確な事項：「安否不明者などの氏名公表」、「行政視察などの受け入れ」、「孤立集落への対応」、「地区支部の運用」、「仮設トイレの設置・維持管理」、「被災者への入浴支援」、「被災証明」、「物資の要請・受入・配布」、「民間協定の運用」、「遺体措置（安置所）（住民対応・埋火葬）」、「生活相談窓口」等について役割分担を明確にする。

検証項目2 応援体制（府内、国・県・他都市、自衛隊など）

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き
(災害配備体制再構築)		
9月 23 日	19:00	大雨警報発表に伴い災害配備体制立ち上げ
	19:52	土砂災害警戒情報の発表に伴い配備体制強化
9月 24 日	13:00	災害対策本部体制に移行
9月 25 日	15:00	第1回検討会議にて対応状況共有
	18:00	給水拠点増設に伴い、上下水道部から清水区本部へ応急給水活動の動員要請
9月 26 日	08:40	上下水道部から総括部庶務班へ、応急給水活動の動員要請
9月 28 日	午前	物資集積所から清水区生涯学習交流館などに飲料水を配布
9月 29 日	午前	総括部庶務班にて、追加の飲料水と携帯トイレを配布
9月 30 日	14:00	第2回本部会で本部長から府内応援体制の強化を指示
10月 2 日	15:00	総括部庶務班から各部へ、住家の被害認定調査の動員要請 民地内の土砂撤去について、関係部での対応を決定
10月 4 日	11:30	総括部庶務班から各部へ、災害廃棄物関連業務の動員要請
10月 5 日	12:31	総括部庶務班から各部へ、被災者の個別訪問調査業務の動員要請
10月 16 日	17:50	総括部庶務班から各部へ、被災者の個別訪問調査業務、災害救助法に基づく被災者支援業務の動員要請
(国・県・他都市への応援要請)		
9月 24 日	10:20	日本水道協会(静岡県支部)へ給水の応援依頼
	11:50	川崎市へ給水の応援依頼
9月 24 日	16:29	清水海上保安部から給水支援の申出
	午 後	国土交通省中部地方整備局から現地情報連絡員の派遣
9月 26 日	午 前	環境省から現地情報連絡員の派遣
9月 28 日	午 前	富士市などへ災害廃棄物収集の応援依頼
9月 29 日	08:30	静岡県中部地域局から現地情報連絡員の派遣
9月 30 日	09:16	静岡県へ盛り土調査、災害査定などの応援依頼
10月 3 日	16:38	静岡県へ住家被害認定調査、被災者給付金事務の応援依頼

対応状況
(1) 初動対応
<ul style="list-style-type: none"> 9月 23 日(金)19 時の大雨警報（静岡市南部）の発表とともに、各部、区本部及び地区支部は、地域防災計画に定められた災害時職員配備基準に基づき、災害対応業務に従事した。 災害対策本部は、断水、浸水害や土砂災害などへの応急対策を行うとともに、応急給水や災害廃棄物、建物被害認定調査など、担当部だけでは人員が不足する災害対応業務に対し、府内で職員の動員を行った。
(2) 給水活動関連
<ul style="list-style-type: none"> 9月 25 日(日)から 10月 5 日(水)までの間、延べ 674 名の職員を動員し、各給水拠点での給水活動及び会場整理を行った。
(3) 災害廃棄物関連
<ul style="list-style-type: none"> 10月 6 日(木)から 10月 13 日(木)までの間、延べ 224 名の職員を動員し、災害廃棄物の積込補助及び大規模集積所における搬入車両誘導を行った。
(4) 宅地内土砂撤去関連
<ul style="list-style-type: none"> 10月 7 日(金)から 11月 30 日(水)までの間、宅地内に流入した土砂の自力撤去が困難な市民に対し、環境部・経済部・都市部・建設部が連携して「宅内土砂対策チーム」を設置し、延べ 100 名の職員を動員し、受付から現場確認、ボランティアセンターや建設業者とのマッチング、更には、職員自ら土砂撤去作業を実施するなど、早期復旧に向けた取組を行った。
(5) 住家被害認定調査関連
<ul style="list-style-type: none"> 10月 3 日(月)から 12月 28 日(水)までの間、家屋調査業務の経験がある職員延べ 81 名を動員し、被災家屋の現地調査を行った。
(6) 被災者調査関連
<ul style="list-style-type: none"> 11月 7 日(月)から 12月 17 日(土)までの間、延べ 1,955 名の職員を動員し、被災者の個別訪問を行った。
(1) 国土交通省中部地方整備局
<ul style="list-style-type: none"> 現地情報連絡員と被災状況や孤立情報などを共有し、国土交通省 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）から、給水活動や土木施設の被害状況調査、応急復旧に関する助言など、様々な応援を受けた。
(2) 清水海上保安部
<ul style="list-style-type: none"> 9月 24 日(土)から 9月 30 日(金)まで巡視船（3隻、186トン）による給水活動の応援を受けた。
(3) 環境省
<ul style="list-style-type: none"> 9月 26 日(月)から現地情報連絡員が派遣され、災害廃棄物の収集などについて協議した。また、県外市町や静岡県へ応援要請し、9月 29 日(木)から 23 日間、計 12 市区から延べ 385 台・1,185 人の収集運搬支援を受け、早期に災害廃棄物を撤去することができた。
(4) 日本水道協会・他都市
<ul style="list-style-type: none"> 9月 24 日(土)朝の時点で断水の発生が見込まれた直後に応援要請を行い、翌日の 25 日(日)から応急給水活動を実施した。また状況に合わせて追加要請を行い、10月 6 日(木)まで、計 59 水道事業体から応援を受けた。
(5) 静岡県
<ul style="list-style-type: none"> 道路及び河川の災害対応について、10月 5 日(水)から計 59 日間、災害査定の業務支援を受けた。 被災者給付金業務について、10月 6 日(木)から計 35 日間、7 市 9 人に主に被災者生活再建支援金などの問い合わせ対応業務の応援を受け、適切な給付金の案内をすることができた。 農地災害について静岡県へ応援要請し、10月 11 日(火)から計 23 日間、延べ 115 人に応援を受け、現

月日	時刻	主な動き
10月4日	17:00	21 大都市へ住家被害認定調査の応援依頼
10月5日	16:05	静岡県へ農地、農道・林道被害状況調査業務の応援依頼
10月16日	14:28	静岡県へ被災届出証明書受付・交付業務の応援依頼
(自衛隊への応援要請)		
9月24日	以降	静岡県と自衛隊派遣の要請について相談・協議
9月25日	15:00	第1回検討会議で派遣要請内容を検討
9月26日	08:30	第1回本部会で派遣要請を決定
	10:12	静岡県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求
	10:25	静岡県知事から陸上自衛隊に対し、災害派遣を要請
9月26日	14:30	自衛隊の現地情報連絡員と災害対応業務調整
	16:15	応急給水活動開始
9月27日	18:36	承元寺取水口の土砂除去開始
10月2日	08:30	災害廃棄物の撤去開始
10月3日	17:15	静岡県に対し、自衛隊の派遣の撤収を要求 静岡県知事から陸上自衛隊に対し、災害派遣の撤収を要請
(民間事業者との協力協定)		
9月24日	午前	協力協定締結事業者へ土木施設の被害状況調査及び応急復旧工事の支援を要請
	08:00	協力協定締結事業者へ給水活動の応援及び被災した水道管の応急復旧などの支援を要請
9月25日	20:00	協力協定締結事業者へ飲料水の提供を要請
9月26日	08:00	協力協定締結事業者へ仮設トイレの設営を要請
	12:00	協力協定締結事業者へ物資集積所の開設を要請
	17:30	協力協定締結事業者へ飲料水の運搬を要請
午後		協力協定締結事業者へ災害廃棄物の収集・運搬などの支援を要請
9月27日	09:00	協力協定締結事業者が物資集積拠点に飲料水を運送
	10:00	協力協定締結事業者が給水拠点に飲料水を運送
9月29日		協力協定締結事業者へ被災者支援相談員の派遣を要請
10月11日		協力協定締結事業者へ住家被害認定調査員の派遣を要請

対応状況
地調査及び設計業務などの支援により23件の公共災害復旧事業を事業採択することができた。
・林道施設災害について、10月17日(月)から計12日間、延べ29人に応援を受け、復旧工法のアドバイスなどにより8件の公共災害復旧工事を事業採択することができた。
・被災届出証明書受付・交付業務について、10月24日(月)から計24日間、6市10人に葵区及び清水区で約120件の証明書受付・交付業務の応援を受け、円滑な証明書の交付につなげることができた。
(6) 静岡県・指定都市
・住家被害認定調査について、応援要請し、10月6日(木)から25日間、県内13市町、指定都市4市の計17市から派遣された延べ400人の職員により、約1,600件の調査を実施し、10月末には罹災証明書の申請5,014件に対し4,271件を交付(交付率85%)することができた。
・9月24日(土)以降、静岡県と自衛隊の災害派遣について協議を行った。9月26日(月)の第1回本部会で自衛隊の派遣要請を決定した後、直ちに県に対し災害派遣を要求した。
・9月26日(月)以降、国・県・市の担当者と自衛隊の現地情報連絡員との間で支援内容及び対応業務の調整を行い、給水、土砂除去(浄水場建屋内)、災害廃棄物の撤去業務を円滑に進めることができた。
(1) ペットボトル飲料水の調達
・9月25日(日)に協力協定を締結する事業者2社に対し、ペットボトル入り飲料水約7万本の調達を要請し、9月27日(火)に納入された。
(2) 公共施設などへの仮設トイレの設置
・市が備蓄する組立式の仮設トイレ24基、協力協定に基づき(一社)日本建設機会レンタル協会からリースした仮設トイレ17基を9月27日(火)から、生涯学習交流館など公共施設17か所に設置した。
(3) 物資集積拠点の開設・飲料水の輸送
・9月26日(月)に、協力協定を締結する民間事業者の倉庫に物資集積拠点を開設した。
・9月27日(火)から、協力協定を締結する県トラック協会に6台の輸送用車両の派遣を要請し、物資集積拠点から各給水拠点11か所へ水のペットボトルを配送した。
(4) 土木施設の被害状況調査及び応急復旧工事
・9月24日(土)から、協力協定を締結する市内の建設業協会などから土木施設の被害状況調査及び復旧工事のため、人員の派遣及び資材の提供を受けた。
(5) 給水活動の応援及び被災した水道管の応急復旧などの支援
・9月24日(土)から、協力協定を締結する清水管工事システム協同組合から給水活動の応援及び被災した水道管の応急復旧などのため、人員の派遣及び資材の提供を受けた。

(1) 災害配備体制の再構築

課題・問題点	原因分析
<ul style="list-style-type: none"> 災害対応における膨大な業務を行うための職員の再配置ができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時において平時組織から有事組織への切り替えが円滑にできなかったため、本部長をはじめ全職員で災害対応を行うという意識が浸透せず、平常時と同様の行政サービスを優先していた部があった。 地域防災計画に定めていた所掌事務を行うための適正な人員配置数となっていなかった。 地域防災計画に定めていない膨大な災害対応業務を、災害対策本部内において適切に配分することができなかった。 全局的な協力体制のもと、災害対応を行うという意識が全職員に浸透していなかった。

(2) 国・県・他都市への応援要請

課題・問題点	原因分析
①応援要請のタイミング	<p>①応援要請のタイミング</p> <ul style="list-style-type: none"> 住家被害認定、農地・農産物、農道・林道などの被害調査について、静岡県や他都市への応援要請のタイミングが遅れた。
②関係機関との連携	<p>②関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、静岡県、自衛隊からの現地情報連絡員の意見・能力を応急対策に迅速に取り込むことができなかった。

今後の対策
<p>市全体の動員・再配置における基本的な考え方の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部会において災害対応における優先業務を指示することで、フェーズに応じた柔軟な職員配置を行う。 危機管理統括監及び総括部の役割を明確化し、機能を強化する。 災害時において、「初動全力」「平時組織の有事組織化」など、災害対応を最優先とする意識を全職員に浸透させるための研修や訓練などを実施する。 地域防災計画で定める総括部各班及び各部からの本部室連絡員を通じて常に全職員に災害対応における意識を浸透させる。

今後の対策
<p>①応援要請のタイミング</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に「初動全力」、「平時組織から有事組織化」の考えの下、まずは市職員により迅速に被害情報を収集するため、情報収集方針の策定、情報収集体制の強化、分野別訓練の実施、総合情報サイトの構築などに取り組む。 他都市からの応援要請を円滑に行うための受援体制を構築する。 <p>②関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し効率的かつ効果的に組織と資源を配分できるよう、分野別訓練を実施することで職員を育成し災害対応レベルの向上を図る。 総括班が組織と資源の配分に集中できるよう、総括部の組織及び役割分担を見直す。 総括部に受援班を設置し、国、県、他都市等への円滑な応援要請を行うとともに、効率的な受援体制を整備する。 円滑な災害対応を実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など、国、県、他都市・民間事業者からの現地情報連絡員の受け入れを速やかに実施する。 県への現地情報連絡員の派遣要請を早期に実施するとともに、必要に応じて、県から市に出向している職員の活用を検討する。また、市と県警との迅速な情報共有を図るために、市に出向している警察官を現地情報連絡員として活用する。 上記以外については、「(3) 自衛隊への応援要請」を参照

(3) 自衛隊への応援要請

課題・問題点	原因分析
①派遣要請のタイミング ・自衛隊により給水支援や興津川取水口の浄水場建屋内の土砂除去作業、災害ごみの撤去・運搬を支援いただいたが、いずれも速やかな対応により、市民生活の早期の回復につながったものと考えている。このため、結果的に見れば自衛隊の派遣については、より早い段階で要請した方がよかったと考えられる。	①派遣要請のタイミング ・自衛隊の災害派遣は、都道府県知事などが、災害に際し、防衛大臣などに派遣を要請し、要請を受けた大臣などが、緊急性、非代替制、公共性の三要件を総合的に勘案して判断し、やむを得ない事態と認める場合に、部隊等を派遣することを原則としているため、この三要件を非常に重く受け止めすぎてしまった。 ・応急給水活動については、発災直後から給水車により実施していたが、医療機関の水不足が26日(月)の早朝に発覚したため。
②現地情報連絡員との調整 ・派遣要請の内容や調整方法を具体化するための現地情報連絡員を、十分活用できなかった。	②現地情報連絡員との調整 ・自衛隊の現地情報連絡員の派遣を、市町から直接自衛隊に依頼できることが周知されておらず、また、平常時において現地情報連絡員の派遣方法について事前の確認ができていなかった。

(4) 民間事業者との協力協定

課題・問題点	原因分析
・災害時における民間事業者との協力協定の活用の際、物資の手配や配布、運送などの手続きに時間を要した。	<ul style="list-style-type: none"> 物資などの確保から被災者への配布までに複数の協力協定を活用すること、複数の部が役割を分担し対応することとしているが、物資などの調達から配布までの一連の流れを考慮した実行性の高い役割分担と体制になっていなかった。 地域防災計画では、民間事業者との協力協定に関する要請を行う部や救援物資などの受入・配布などの役割分担は決まっていたが、総括部・保健福祉部・区本部との間に具体的な要請手順や受入体制などが事前に調整できていなかった。 協力協定を締結した総括部と物資の要請を行う部である保健福祉部において、民間事業者との連絡体制の確保に関する事前の調整ができておらず、協力協定の連絡先や担当者が最新の情報に更新されていないため連絡できない協力協定先があった。

今後の対策
①派遣要請のタイミング ➤ 市民の生命及び財産を脅かすおそれがある場合など、派遣要請の必要性を早期に見極めた上で、自衛隊の派遣要請を決定する。
➤ 医療機関は、災害時に備え、平時から水を確保するよう努める。 また、市は、医療機関に対し備蓄の状況を確認するとともに、備蓄の必要性について呼びかける。
②現地情報連絡員との調整 ➤ 緊急性が高い場合には、県に自衛隊災害派遣要請を直ちに行う。また、自衛隊への災害派遣要請を円滑に実施するため、平時から現地情報連絡員と災害対応に係る情報を共有する。

今後の対策
➤ 協力協定を効果的に活用できる具体的な役割分担・人員配置・手順などを定めた運用体制を構築する。
➤ 物資などの調達に関する事業者と具体的な要請手順や受入体制などを平常時から調整・整理するほか、災害時に各部・区本部が協力協定を迅速に活用できるよう訓練などを通じて準備する。
➤ 協力協定の連絡先や担当者を最新の情報に更新するとともに、協力協定を共有する。

検証項目3 被害状況の調査・報告

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き
(1) 住家・非住家の被害認定調査		
9月24日	13:30	被災家屋概況調査開始
	16:30	被災家屋概況調査終了・概況を総括部に報告
9月25日	08:30	住家の被害認定調査業務第1次(外観)調査開始
	17:00	現地調査結果を総括部、関係各部へ報告(以降毎日)
9月26日	08:30	罹災証明書交付申請受付開始
9月27日	08:30	住家の被害認定調査業務第2次(内観)調査開始
9月28日	13:00	住家の罹災証明書交付開始
	17:00	調査状況により調査班編成を清水区重点に変更決定
10月2日	21:00	庁内家屋調査経験者応援依頼(被災家屋調査)
10月3日	10:00	静岡県に県内市町応援要請(被災家屋調査)
10月4日	10:00	近隣指定都市へ応援要請(被災家屋調査)
10月20日	08:30	非住家の被害認定調査開始
10月27日	08:30	非住家の罹災証明書交付開始
(2) 土砂災害調査		
9月23日	19:00	大雨警報(静岡市南部)発表に伴い当番職員参集
9月24日	08:30	被災調査、情報収集
9月25日	08:30	被災調査、情報収集
9月26日	08:30	被災調査、情報収集
	14:00	静岡県に被害概況報告(第1報)
9月27日	08:30	被災調査、情報収集
	14:00	静岡県に被害概況報告(第2報)
9月28日	08:30	被災調査、情報収集
	14:00	静岡県に被害概況報告(第3報)
9月29日	08:30	被災調査、情報収集
	14:00	静岡県に被害概況報告(第4報)以降も調査・報告を実施

対応状況
<ul style="list-style-type: none"> 9月24日(土)に財政部調査総括班から各区本部調査班に参集指示を出し、被災家屋の概況調査と、被害認定調査の準備をマニュアルに沿って行った。また、翌日25日(日)から、住家の被害認定第1次調査(外観)も開始した。 9月25日(日)の住家の被害認定第1次調査(外観)の実施と併せ、罹災証明書の交付申請案内を行った。また、同時に交付申請の受付準備も進め、26日(月)には、各区で受付窓口を開設した。 9月28日(水)に、罹災証明書交付申請の受付状況から、被害の大きい清水区に重点を置いた調査体制に切り替え、被害状況調査を進めた。 10月2日(日)以降の庁内応援は、災害時の人員不足に備え管理してきた固定資産税の家屋業務経験者名簿と、毎年の当該職員を対象にした被災家屋調査研修により、応援初日から調査業務を開始した。 10月3日(月)以降の他自治体応援は、被災家屋調査に係る研修の実施や、調査車両の確保などの受入れ体制を整え、応援初日から調査業務を開始した。 <p>・被災情報は、関係機関(農業協同組合、自治会など)と連携をとりながら収集し、集約した情報は随時打合せスペースに掲示するなどにより、職員間で共有を図ることができた。また、静岡県には初動期は毎日、その後は定期的に報告し、情報共有した。</p> <p>・集約した情報を基に被害箇所を特定し、2名1班で複数班を作り、9月24日(土)から現地調査を行った。被害が市内多數で発生したことから、所管課だけでは対応者が不足するため、他課や県に対して職員の応援依頼を行い、対応した。</p> <p>・9月26日(月)からは業者手配を行いながら、危険箇所についてはバリケードの設置や通行止めの処置を行い、二次災害に備えることができた。</p> <p>・その後も情報収集や現地調査を実施しながら、優先度の高い路線から対応を進め、順次通行可能な状態となつた。</p>

月日	時刻	主な動き
(3) 水道施設被害調査		
9月 24 日	05:40	承元寺取水口の被災を把握するも、興津川の水位が高く取水施設に接近できず対岸から被災を確認
	07:10	上下水道部連絡員を危機管理総室に派遣 (大規模断水の発生の可能性を伝達)
	08:00	水道管の復旧に係る応援要請(水道組合)
	10:20	応急給水に係る日本水道協会(静岡県支部)への応援要請
	11:40	大平山配水系統の断水発生
	12:00	興津川の水位が低下したため、施設の被害調査を開始
	13:30	応急給水に係る日本水道協会(中部地方支部(名古屋市))への応援要請
	15:00	給水拠点での応急給水開始 (給水拠点 10か所、遅延箇所もあり)
9月 25 日	07:00	承元寺取水口流木等撤去、職員・業者で作業開始～9月 27 日
9月 26 日	09:00	応急給水に係る日本水道協会(中部地方支部(名古屋市))への追加応援要請
	13:00	応急給水に係る日本水道協会(静岡県支部)への追加応援要請
	22:30	応急給水に係る日本水道協会(中部地方支部(名古屋市))への追加応援要請
9月 27 日	12:00	取水口閉塞原因の確認
	13:00	宮島水管橋、復旧に係る現地調査
9月 28 日	09:00	宮島水管橋復旧作業～10月 1 日
	13:00	承元寺取水口、取水再開

(1) 被害状況の調査

課題・問題点	原因分析
①被害状況の把握	<p>①被害状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内各所で大規模な浸水被害や土砂崩れなどが発生したほか、広範囲で断水したが、災害対策本部は被害状況の全体像の概要を迅速に把握することができなかった。 <p>・災害対策本部において、人的被害以外の被害調査対象について、優先順位などを定めていなかった。</p> <p>・災害対策本部において、他都市との協力協定を締結していたが、迅速に活用することができなかった。</p>

対応状況
<ul style="list-style-type: none"> 9月 24 日(土)朝、施設の被害状況は、河川の水位が下がり現場の安全が確保されるまで詳細を把握できなかったが、対岸の安全な場所から目視できる範囲で状況把握をすすめ、上下水道部本部へ情報提供し、対応策の検討に寄与できた。

課題・問題点	原因分析
②調査体制	②調査体制
・同一の被害箇所を各部が重複して調査するなど、効率が悪かった。	・被害状況の調査体制（連絡体制、役割分担、タイミングなど）を各部で決めていたが連携した体制が構築されていなかった。

(2) 被害状況の報告方法の明確化

課題・問題点	原因分析
①調査結果の報告	①調査結果の報告
・各部は、調査した被害状況を多面的・多層的に結びつけることや重複した情報の整理に時間を要したため、初動期における迅速な意思決定や災害対応につなげることができなかつた。	<ul style="list-style-type: none"> 各部が調査した結果を個別に報告はできていたが、個別の事象を多面的・多層的に結び付け、迅速な意思決定や災害対応につなげるための報告方法を事前に決めていなかつた。 災害対策本部において、本部会において報告すべき事項（重要性・緊急性の高いもの、共有すべきもの）が決められていなかつた。 <p>・災害情報共有システムへの入力手順は示されていたが、災害情報共有システムによる報告すべき事項（被害規模・位置情報・現場写真・重要度など）のルールを定めていなかつた。</p>

(3) 特定の項目に対する被害状況の調査

課題・問題点	原因分析
①住家の被害認定調査	①住家の被害認定調査
・初期（被災後約2週間の期間）において、被害認定調査に時間を要し、罹災証明書の交付までに当初想定した2週間を超える日数を要した。（9月受付分：平均17日）	<ul style="list-style-type: none"> 被害認定調査の前に実施した概況調査において、被害の全体像を的確に把握することができなかつた。
②非住家の被害認定調査方法	②非住家の被害認定調査方法
・非住家の被害認定の調査方法などの決定までに時間を要した。	<ul style="list-style-type: none"> 非住家の被害認定の調査方法について、国の指針がなく、財政部においても事前に詳細な取り決めがされていなかつた。

今後の対策
②調査体制
<ul style="list-style-type: none"> 市民への影響度を考慮した、適時適切な災害対応を行うため、人的被害以外の被害調査対象の優先順位などを示した、基本的な方針（案）を事前に策定する。 上記以外については、検証項目1「災害対策本部及び本部会のあり方」を参照

今後の対策
①調査結果の報告
<ul style="list-style-type: none"> 優先的に報告すべき対象、範囲などの項目や、報告時期を事前に決めておく。 上記以外については、検証項目1「災害対策本部及び本部会のあり方」を参照
今後の対策
①住家の被害認定調査
<p>(概況調査について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 次のとおり実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 発災当初に、総括部情報班から財政部調査総括班へ、被災エリアの情報を提供される。 調査総括班は、提供された情報をもとに、固定資産税マッピングシステムを用いて、被害住戸想定リストを作成する。 区調査班・調査支援班は、被害住戸想定リストやハザードマップ等を参考に、浸水リスクの高いエリアの現地調査を優先的に実施する。 <p>(被害認定調査について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害認定調査方法について、現地調査におけるタブレット端末の活用など、効率的な手法を研究する。 今回の事例をもとに他自治体（指定都市・県内自治体など）への応援要請や、受入体制（調査車両・宿泊施設など）などの課題を洗い出す。 洗い出した課題に係る改善策を検証し、手順を整える。
②非住家の被害認定調査方法
<ul style="list-style-type: none"> 非住家の罹災証明書には、国の指針がなく、詳細な取り決めもなかつたため、証明書に記載が必要な項目を検証する。 他自治体の非住家の罹災証明に関する事例や、台風第15号で調査を行った職員から聴取を行い、今回の調査方法を検証する。 検証結果をもとに、マニュアルを更新する。

課題・問題点	原因分析
③土砂災害調査 ・被災情報の内、経済部の担当以外の情報については、担当部の特定に時間が要してしまった。また、発災直後は、私有地の土砂撤去について速やかに対応できない案件が多く、市民の求める対応が取れなかつた。	③土砂災害調査 ・被災状況が斜面崩壊という土砂災害の被害情報だけでは、道路法面、畑、山林など、様々な状況があるため担当部が特定できなかつた。
④水道施設被害調査 ・取水施設の被害について、河川の水位が下がり現場の安全が確保され、かつ、目視できる状態になるまでに時間を要し、現状把握や復旧方法の検討に遅れが生じた。	④水道施設被害調査 ・河川増水時の危険な状況下において、河川の水位が下がり現場の安全が確保されるまで調査ができなかつたことに加え、施設復旧作業に関する知識、経験が不足していた。

(4) 特定の項目に関する被害状況報告

課題・問題点	原因分析
①水道の被害施設の適切な報告 ・施設の被害状況と断水に関する市民への影響度や復旧見込みを災害対策本部内において十分に共有できなかつた。	①水道の被害施設の適切な報告 ・河川の増水による施設への被害をあらかじめ想定した報告の方法（報告ルート・手順・重要度・タイミング）が明確にされていなかつた。 ・河川の水位が下がり現場の安全が確保され、かつ、目視できる状態になるまでに時間を要した。

今後の対策
➢ 毎年実施している住家の被災家屋調査研修に、非住家調査も組み込み、台風第15号の調査に関する実例報告や、更新したマニュアルで研修を行う。
③土砂災害調査 ➢ 今後の対策は、検証項目9「土砂災害」を参照
④水道施設被害調査 ➢ 今後の対策は、検証項目7「断水」を参照

今後の対策
①水道の被害施設の適切な報告 ➢ 想定する災害の規模（区域）、被災範囲（施設などの被災状況）、ライフラインの状況（電気・通信・交通など）などを設定し、各設定に基づき報告すべき情報や伝達方法について検討する。 ➢ 想定に基づき職員への研修、訓練を実施する。 上記以外については、検証項目7「断水」を参照

検証項目4 情報の収集・共有・発信

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き
(1) 災害情報の収集		
(2) 情報の集約と共有		
①職員参集など		
9月 23 日	09:00	台風接近に伴い、危機管理総室は災害配備の準備開始
	19:00	大雨警報(静岡市南部)発表に伴い職員参集、災害情報共有システム・災害配備立ち上げ
	19:19	大雨警報(静岡市北部)発表に伴い職員参集
	19:52	土砂災害警戒情報(静岡市南部)発表に伴い該当地区支部参集
	22:05	土砂災害警戒情報(静岡市北部)発表に伴い該当地区支部参集
	22:50	浸水害の恐れにより全地区支部当番職員参集指示
9月 24 日	09:00	調査班(ドローン)参集指示(10/22まで28回飛行)
9月 26 日	10:50	オフロードバイク隊参集指示(10/14まで18回出動)
②災害対策本部		
9月 23 日	19:50	市長・副市長に対応報告(第1報) (南都土砂災害警戒区域等の避難指示決定)
	21:00	市長・副市長に被害状況等報告(第1報) 以降、市長・副市長へ隨時被害状況等報告
	21:40	市長・副市長に対応報告(第2報) (北部土砂災害警戒区域等の避難指示決定)
	23:30	市長・副市長に対応報告(第3報) (巴川等浸水想定区域の避難指示決定)
9月 24 日	00:30	市長・副市長に対応報告(第4報) (安倍川等浸水想定区域の避難指示決定)
	05:00	市長・副市長に対応報告(第5報) (安倍川等浸水想定区域の避難指示解除決定)
9月 25 日	15:00	第1回検討会議 ・施設・ライフラインの被害状況、対応状況 ・被災家屋概況調査実施状況・罹災証明書申請窓口の開設予定 ・灾害ボランティアセンター開設予定 ・災害廃棄物・通常廃棄物回収 ・取水口・宮島水管橋などの被害状況及び対応見込み ・断水及び応急給水対応状況など
9月 26 日	08:30	第1回本部会 ・災害廃棄物排出状況・処理の概要 ・孤立地域の状況 ・市立清水病院への給水に伴う自衛隊の派遣要請など
9月 29 日	15:00	第2回検討会議 ・生涯学習交流館の運営状況(給水・仮設トイレ) ・被災者支援窓口の設置予定 ・医療機関・福祉施設貯水タンクへの給水状況 ・災害廃棄物回収状況・仮置き場設置予定など
10月 2 日	15:00	第3回検討会議 ・清水区布沢地区土砂崩落に関する早期避難呼びかけ ・自衛隊による災害廃棄物撤去状況・今後の処理体制など
10月 2 日		第4回検討会議 ・土砂災害の2次の災害リスクの高い場所に対する早期避難呼びかけ ・災害廃棄物収集計画・周知方法
10月 6 日	13:00	

対応状況
(1) 災害情報の収集
・台風の接近時から災害配備の準備を進め、大雨警報の発表とともに即座に職員の災害配備体制を迅速に立ち上げ、土砂災害警戒情報の発表にあわせ、市内の避難場所における避難者の受け入れ体制を速やかに構築し、各部の参集状況や参集人数、避難場所の開設状況や避難者数について、災害情報共有システムを活用した情報収集を行った。
(2) 情報の集約と共有
・警報発表中において、被害が発生する可能性がある地域の住民に対して避難情報の発表を行うため、静岡地方気象台からの情報や河川の水位などを定期的に収集するとともに、災害が発生するおそれをお測り、その内容について速やかに市長、副市長と共有するほか、市民が災害から身を守る行動を促した。 ・災害における応急対応や復旧復興などの災害対応のほか、生活再建に向けた支援を行ったため、災害情報共有システムにより収集した被害情報を整理するとともに、関係部に対する情報共有を行った。特に、土砂に対する家屋の被害報告や宅地内における土砂撤去のニーズについて、多くの情報を建設部と共有し、宅地内土砂撤去チームでの対応につなげた。 ・本部会及び検討会議において災害対応を検討するため、各部や調査班(ドローン)、オフロードバイク隊が収集した情報をとりまとめるとともに、本部会で共有することで、応急対応等の実施につなげた。

月日	時刻	主な動き
10月7日	15:00	・宅地内土砂撤去チーム結成・実施体制など 第3回本部会 ・断水の復旧及び水道料金の減額など
③119番入電		
9月23日	20:00	消防局の態勢を「警防準備態勢」とし、警防課及び指令課員を動員・警防課内に「警防準備室」を設置 災害情報及び消防団活動情報などの収集・整理
9月24日	02:12	河川増水による住居内孤立事案に4隊出動、3名救出
	03:28	道路冠水による屋外孤立事案に12隊出動、11名救出
	07:19	潮流が建物内に押し寄せた孤立事案に6隊出動、8名救出など 各種要請に対応
	10:00	市長・副市長へ入電状況及び被害状況を情報提供 16時点で119番入電件数733件、 出動件数279件(2市2町含む)、 消防ヘリコプターによる救出など(計3件・6名)
④断水		
9月24日	07:10	上下水道部連絡員を危機管理総室に派遣 (大規模断水発生の可能性を伝達)
	07:25	大平山配水池の残量から、断水発生を見込む(3時間後) 断水の発生に係る同報無線の要請(総括部)
	09:28	市長・両副市長への情報提供 ※以降、被災状況、応急給水活動、復旧作業、水道水の飲用開始などについて、随時報告 上下水道部から総括部へ応急給水活動への職員動員要請
9月26日		
⑤孤立・道路被害		
9月24日	10:00	被災状況調査開始、メールや現地情報連絡員を通じて被災状況や孤立情報などを国と共有
9月25日	21:00	通行止に伴う孤立世帯数を総括部へ報告、以降随時報告
⑥被災家屋		
9月24日	13:30	被災家屋概況調査開始
	16:30	被災家屋概況調査終了・概況を総括部に報告
9月25日	08:30	被害認定調査開始
	17:00	被害認定調査結果を総括部に報告、以降随時報告
⑦災害廃棄物		
9月24日	08:30	情報収集開始
9月25日	13:00	災害廃棄物の排出状況調査を実施、以降継続
⑧農林被害		
9月24日		わさび田、農道、水路、農業集落排水、治山、林道、漁協、中山間地施設の被害情報収集、以降継続
9月25日		農道、水路、治山の被害情報収集、以降継続
9月26日		農業集落排水、林道、漁港現地調査、以降継続
9月30日	13:00	農業協同組合静岡市と農地災害現地調査に係る協議
10月1日	08:30	農地災害現地調査(農業協同組合静岡市管内)、以降継続
10月2日	08:30	農地災害現地調査(農業協同組合しみず管内)、以降継続
⑨こども園等施設		
9月24日	06:00	放課後児童クラブ・子育て支援センター・児童館・市立こども園・児童福祉施設・児童相談所及び私立こども園などの被災状況を電話やメール、現場確認などで収集開始
9月25日	13:00	断水等の影響による市立こども園の休園について、本部長・副本部長及び報道機関へ情報提供 断水等の影響による児童クラブ・子育て支援センター・児童館の休所について本部長・副本
	18:00	

対応状況
<p>(1) 市ホームページの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報量を多く発信できる市ホームページの充実を図った。 ・各課が災害状況に関するホームページを作成・公開するほか、総括部広報班では、市民がそれらの情報を入手しやすくなるために、「台風15号関連特設ページ」を作成・公開するとともに、市LINEアカウントにも特設ページの入口を配置した。 ・継続的に各課と連携し、必要な情報発信が継続されるように特設ページのメンテナンスを行った。 <p>(2) SNSや同報無線などの情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表中における災害対応や、避難場所の開設状況などの情報発信を行った。 ・プッシュ型で情報が発信できる特性を活かし、各部と総括部広報班が連携し、市LINEやTwitter、同報無線を活用し、断水の状況や給水所の設置箇所、給水の再開情報などの情報発信を行った。 <p>(3) インターネットを利用しない方々への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを利用しない方々へ情報を届けるために、広報車を使い、給水の再開や宅地内土砂の撤去のアンウンスを地域ごとにを行うとともに、生涯学習交流館やスーパーの協力を得て、建物内の掲示板へ災害関連情報を記した紙の掲示などを行った。

月日	時刻	主な動き
9月26日		部長へ情報提供 子ども未来局所管施設の被災状況及び休園状況を集約 以降も継続して被災状況を収集、集約
⑩教育施設		
9月25日	10:00	市立小中高校、教育局所管施設の被災情報を収集、以降継続
	13:00	市立小中高校、教育局所管施設の被災情報を子ども未来部と共有
	16:00	断水等の影響による市立小中学校の休業について、本部長・副本部長、全議員、教育委員へ情報提供
⑪福祉施設		
9月24日	09:00	所管施設、福祉施設(高齢、介護、障がいなど)、民営簡易水道及び公営水道給水区域外の飲料水供給施設についての現地調査を含めた被害状況の情報収集
⑫葵区		
9月24日	06:35	葵区油山地区的旅館に潮流が流れ込み、救出の要請
	06:50	葵区本部から消防局に対応を依頼
	11:00	葵区水見色地区が孤立している情報を収集及び建設局と共有
	13:30	被害情報を全地区支部に聞き取り、総括部に報告
⑬駿河区		
9月24日	09:30	被害報告のあった地域の自治会連合会長に状況確認及び総括部に報告
9月25日	09:00	自治会連合会長に被害状況を確認及び総括部に報告
⑭清水区		
9月24日	14:00	清水区清地地区孤立者情報の収集 落橋により清地地区で孤立世帯があると多方面から入電 →孤立世帯数、人数などを確認し、総括部へ状況報告
9月25日	07:50	清水区大平地区孤立者情報の収集① 大平地区で孤立世帯(2世帯3名)があると警察から入電 →総括部へ状況報告
9月26日	12:00	大平地区孤立者情報の収集② 自力下山した人から情報を入手
9月28日	14:00	清水警察署へ救助確認、警防課へ消防ヘリコプター救助の要請 清水区両河内地区被害情報の収集
10月2日	午前	清水区布沢地区土砂災害情報の収集 現場確認、市営住宅への避難希望などの聞き取りを実施
(3) 市民への情報発信		
(4) 報道機関への対応		
9月23日	19:00	大雨警報(静岡市南部)発表(同、メ、ラ、HP、L)
	20:15	避難指示発表:市南部の土砂災害警戒区域など (同、メ、ラ、HP、緊、L、T)
	22:10	台風第15号被害状況(HP、報)
9月24日	05:00	避難指示解除:安倍川の浸水想定区域など(メ、HP、L、T)
	11:11	広域断水の発生(同、L、T)
	14:57	応急給水拠点の設置(同、L、T)
	19:00	断水について第1報:断水発生・応急給水情報(報)
	20:35	台風第15号被害状況(報) 「罹災証明書」「災害見舞金」「断水対応」「災害廃棄物」ページ公開(HP)
9月25日	14:00	台風第15号特設ページ開設案内とリッチメニュー更新(L)
	19:12	本部長メッセージ1:生活用水の給水見込み(L、T) 台風第15号特設ページ公開(HP) ※以降順次更新。LやTで投稿する際にはHPへ誘導

対応状況
・コミュニティFM局の協力を受け、適宜、災害関連情報を放送するほか、市長会見や報道資料の提供を通じて、報道機関を通じた情報発信を行った。

月日	時刻	主な動き
9月26日	11:00	台風第15号の被害状況と対応状況(市長定例記者会見)
9月27日	08:30	災害ボランティアセンター開設(L)
	17:00	応急給水拠点やシャワー利用可能施設情報を生涯学習交流館やスーパーなどに紙で掲示
9月28日	14:55	断水対応状況と今後の見込みの報道発表
9月29日	22:51	義援金の受付口座を開設(報)
9月30日	08:30	災害廃棄物大型仮置場の開設(L、T)
	09:00	飲用水供給のお知らせ(広)
10月1日	17:00	災害廃棄物の出し方(同)
	16:30	生活なんでも相談会開催のお知らせ(報)
10月2日	10:10	断水について第13報:承元寺取水口起因の断水解消(報)
10月5日	10:55	水道料金減免と災害廃棄物仮置場の設置の報道発表
	19:45	2次災害の恐れの高い地域について(報)
10月6日	16:00	降雨時の早めの避難の呼びかけ(同、L、T)
	19:57	生活復旧支援のための情報一覧(L、T)
10月7日	20:11	避難指示発表(同、メ、ラ、HP、緊、L、T)
	20:11	支援物資マッチングサイトの紹介(L、T)
	20:11	宅地内土砂の撤去支援の受付開始のお知らせ(L、T)

※発災初日から10月7日までの主な内容を記載

※同:同報無線、メ:市民メール、ラ:防災ラジオ、HP:ホームページ、報:報道へ資料提供、緊:緊急速報メール、L:LINE、T:Twitter、広:広報車

対応状況

(1) 災害情報の収集

課題・問題点	原因分析
①情報収集の方針 ・応急対応において優先順位・重要度が高い情報や市民ニーズに即した情報を迅速かつ効果的に情報収集できなかった。	①情報収集の方針 ・道路復旧や施設管理など、災害時における情報収集の目的が明確であるものは、速やかに対応できていた。しかし、災害時の情報収集の基本的な方針が不明確であり、また職員の経験値が不足していたため、総括部が各部・区本部に対して情報収集する優先順位などの方針を適切に指示することができなかった。
②情報収集の体制 ・一定規模以上の災害時における情報収集体制が不十分であった。	②情報収集の体制 ・各部に散在する情報収集機能が組織的に連携し、機能していないかった。

今後の対策
①情報収集の方針 ➢ 令和5年6月の出水期までに、風水害における情報収集の優先順位などを示した基本的方針(案)を作成するとともに、令和6年3月までに、大規模地震を始めとする様々な災害や規模、フェーズをイメージした情報収集の基本的方針(案)を定める。 また、これらの基本的方針(案)の実効性を高めるため、分野別訓練を令和5年6月から実施するとともに、実災害での対応を踏まえ、継続的に見直していく。
②情報収集の体制 ➢ 災害対策本部設置、本部会における本部長の状況判断、応急災害対応の立案、市民への情報発信に必要な支援などの情報を優先して収集するため、各部や関係機関と密接に連携した情報収集体制を整備するとともに、分野別訓練を定期的に実施することで情報収集機能を強化する。 ➢ 市民の適切な避難行動や生活再建に向けた支援、対策本部における迅速な決定等につなげるため、「迅速な被害情報の収集と集約」、「市民が必要とする支援情報の一元的かつ総合的な提供」、「応急対策等に必要な対策本部への情報提供」ができる仕組みづくりとして、災害時総合情報サイトを令和6年10月までに構築する。 ➢ 災害時において市民が必要な情報を、迅速に収集する必要があるため、SNS(Twitter、Instagramなど)で発信された情報の活用や、検索キーワード分析ツールを使用し、市民の声を早い段階に収集・把握・分析し、必要な情報を発信に活用していく。

課題・問題点	原因分析
	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ効果的に情報を収集するための人員・知識・経験が不足していた。また、情報収集手段（消防ヘリコプター、ドローン、オフロードバイクなど）を有効に活用できなかった。 災害情報共有システムへの入力手順は示されていたが、災害情報共有システムで報告すべき事項（被害規模、位置情報、現場写真、重要度など）を定めたルールがなかった。 総括部と区本部が事前に調整せず、避難情報の解除に伴い地区支部を早期に解散させたため、情報を十分に収集できなかった。

(2) 情報の集約と共有

課題・問題点	原因分析
①情報の集約・共有の体制	<p>①情報の集約・共有の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 大量かつあいまいな内容の情報を整理することに追われたため、総括部は各部・区本部・地区支部から提供された情報を速やかに各部及び区本部に提供できなかった。 災害対策本部は、情報処理に関する人員・知識・経験が不足していたため、迅速な情報の集約と共有などができなかった。 災害対策本部内において、災害対応に必要な情報の目的と情報収集の優先順位が明確でなかったため、円滑な情報の集約と共有ができなかった。 総括部に本部室連絡員を招集・配置しなかったため、情報を集約・共有できなかった。
②災害情報共有システムの活用	<p>②災害情報共有システムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害情報共有システムを活用した情報の集約及び共有ができなかった。 災害対応や訓練において災害情報共有システムの運用上の課題（機能不足、情報の受け渡し、対応状況の把握などの運用ルールがないなど）を把握していたが、災害発生前に具体的な対応策を講じることができなかった。

今後の対策
<ul style="list-style-type: none"> 総括部情報班の機能を強化するため、適正な人員数を確保するとともに、各部から専門的知識を有する職員を配置する。また、災害対策本部における情報収集機能を強化するため、情報班・オフロードバイク隊・調査班（ドローン調査班）を統合させ、一体的な情報収集体制を構築するとともに、情報収集能力を向上させるため、分野別訓練を定期的に実施する。 災害情報共有システムにおける、具体的なルール（被害内容・位置・写真・重要度）を策定し、災害情報共有システムを活用した研修や訓練を継続的に実施する。
<ul style="list-style-type: none"> 総括部の役割：災害対策本部において災害対応方針等を決定するほか、災害情報を共有・確認するため、各部・区本部・国・県・ライフライン事業者等から気象情報、河川水位情報のほか、土砂崩落、家屋等の浸水、断水などの被害情報等を収集・集約する。
<ul style="list-style-type: none"> 区本部の役割：各部・地区支部や自治会等を通じて区内の被害情報、避難状況、被災者等の支援ニーズなどを収集・集約するとともに、総括部と共有する。

今後の対策
<p>①情報の集約・共有の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部における迅速な方針決定等につなげるため、「迅速な被害情報の収集と集約」、「応急対策等に必要な対策本部への情報提供」ができる仕組みづくりとして、災害時総合情報サイトを令和6年10月までに構築する。
<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部における速やかな情報共有を図るため、総括部情報班に情報の収集・集約を専門的に実施する情報処理係を設置するとともに、適正な人員数を配置することで、一元的かつ総合的に情報処理できる体制を令和5年6月までに整備する。また、迅速に情報が集約・共有できるよう分野別訓練を定期的に実施する。
<ul style="list-style-type: none"> 風水害における情報収集の優先順位などを示した基本の方針（案）を令和5年6月までに定めるとともに、基本の方針（案）の実効性を高めるため、分野別訓練や実災害での対応を踏まえ、継続的に見直していく。 消防・警察・自衛隊などの連絡調整員と連携・協力し、情報収集訓練等の分野別訓練などを実施することで、情報共有の体制を整備する。
<ul style="list-style-type: none"> 総括部情報班と各部が適時適切に情報共有できるよう、各部からの本部室連絡員を必要に応じ準備配備体制時に召集させ、災害対策本部設置時における円滑な情報共有体制を確立する。
<p>②災害情報共有システムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑な情報の集約と共有を図るため、災害情報共有システムにおける、具体的なルール（被害内容・位置・写真・重要度）を策定し、災害情報共有システムを活用した研修や訓練を継続的に実施する。 災害情報共有システムを一体的に運用、検証することで、災害時総合情報サイトの構築につなげる。

(3) 市民への情報発信

課題・問題点	原因分析
①情報発信の内容・方法 ・被災初期(9月 24 日(土)から 26 日(月))の浸水や停電・道路の通行止めや崩土・断水といった被災状況、給水車や仮設トイレの設置場所といった支援策、被災箇所の復旧見込みなど、情報発信の内容や方法(ツール・発信者・スピード感)が十分でなかった。	<p>①情報発信の内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断水エリアでは、多くの市民が断水しつつも自宅で生活している状況にあったにもかかわらず、入浴やトイレなど、生活用水への需要が高まるという市民ニーズを、災害対策本部において早期に把握できなかった。また、総括部において、適時適切に情報の収集・集約・共有がされていなかった。 <p>・災害対策本部が災害時における情報発信の方針を定めることができなかった。</p>
②インターネットを利用しない方々への対応 ・インターネットを利用しない市民に十分に情報を伝えることができなかった。	<p>②インターネットを利用しない方々への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを利用しない市民に情報を伝えるための手段が少なかった。

今後の対策
<p>①情報発信の内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時総合情報サイトの構築：市民の適切な避難行動や生活再建に向けた支援、対策本部における迅速な決定等につなげるため、「迅速な被害情報の収集と集約」「市民が必要とする災害情報の一元的かつ総合的な提供」「応急対策等に必要な対策本部への情報提供」ができる仕組みづくりとして、災害時総合情報サイトを令和6年10月までに構築する。 ・同報無線のデジタル化：市民の迅速かつ適切な避難行動や被災者支援につなげるため、「音声放送の明瞭化」、「スマートフォン等への文字情報の配信」など、災害時に必要な情報をブッシュ型で一斉に伝達するツールとして、同報無線を令和8年3月までにデジタル化する。 ・ウェブサイトのリニューアル：災害時における安定的な情報発信、迅速な被災者支援等につなげるため、ホームページを「誰もが見やすく分かりやすい構成」、「アクセス集中時における安定稼働」ができる情報発信ツールとするため、公式ウェブサイトを令和6年3月までにリニューアルする。 ・情報端末充電環境の整備：災害時において市民に必要な支援情報を速やかに提供するため、79か所の指定緊急避難場所にスマートフォンやタブレット等の情報端末が充電できるポータブル蓄電池を令和5年11月初旬までに整備する。 ・市の発信する情報をできるだけ多くの市民等に届けられるように、スーパー・コンビニなどと協力協定締結に向けた協議を進めるとともに、コミュニティFMラジオ局との協力協定見直しを令和6年3月までに進める。 ・災害時において自治会に速やかに、分かりやすく情報が伝達できるよう、メーリングリスト、電話番号リスト、LINEグループなどを活用した情報伝達方法を確立する。 ・災害のフェーズごとに、市民に伝えるべき情報や市民が必要としている情報を、市の広報媒体や報道機関等の協力のもと、発信していく。 ・総括部広報班は、災害情報共有システムに入力された情報など総括部情報班が集約した情報やその時々の報道内容などから、市民の情報ニーズ(給水所はどこかなど)を把握する。 ・総括部総括班は、各部の運用情報を定期的に収集・集約し、総括部広報班に提供する。 ・総括部が一元的に情報を収集・分析し、活用できる体制を整備するため、情報班(被害情報・避難所の状況など)、総括班(災害対応活動情報)、広報班(情報発信)が、密接に連携した分野別訓練を、定期的に実施する。 ・区本部は、区内の自治会・市民からの情報ニーズを地区支部などから入手し、総括部広報班に提供する。総括部広報班はこの情報ニーズに基づき、総括部情報班や総括部総括班に対して情報ニーズを満たす情報の収集・集約を依頼し、その集約された情報を基に広報資料を作成・発信する。 ・自治会へも地区内への情報発信を依頼する。 <p>②インターネットを利用しない方々への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ放送の活用：多くの市民に必要な災害情報を提供し、速やかな被災者支援等につなげるため、「緊急情報・被災者支援情報の発信」ができる情報伝達手段として、令和4年12月から利用している「自治体広報情報提供サービス(テレビのデータ放送を活用したサービス)」を活用する。 ・デジタルデバイド対策：市民の誰もが、最も身近な避難所で必要な支援情報を速やかに取得できるよう、258か所の避難所に災害情報表示用の大型モニターを設置し、すべての避難所において情報が取得できる環境整備を令和5年9月までに行う。 ・広報車の活用：発災直後に市民ニーズの高い情報(給水設置場所など)を、停電エリアの住民やインターネットを利用しない方々にも伝えるために、各区役所に5台配備した簡易拡声器を公

課題・問題点	原因分析
<p>③市民からの問合せへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民からの問合せに対して十分に対応することができなかった。 	<p>③市民からの問合せへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画では、「住民などからの問合せなどに対応する体制についてあらかじめ計画しておく」と定めているが、計画していなかった。

(4) 報道機関への対応

課題・問題点	原因分析
<ul style="list-style-type: none"> 断水、インフラ被害、孤立状況などの復旧見込みなど、発信すべき情報や報道機関へ伝えることができる情報が整理されておらず、報道機関からの問合せに対して十分に対応することができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 本部会などにおける協議・決定事項等を定期的に報道機関に対し伝える方法を決めていなかった。 報道機関からの問い合わせに対し一元的に情報提供できる体制が整備されておらず、各部の職員に取材することで、報道機関の負担が大きかった。また、職員が各自に報道対応したこと、統一的な情報提供ができなかった。

今後の対策
用車に載せて活用とともに、消防団などの車両も広報車として活用する。
▶ インターネットを利用しない方への対応として、総括部広報班は、避難所などにおける市民や自治会への情報発信を、区本部長又は地区支部長に依頼する。また、避難所に専用モニターを設置し、情報を表示する。
③市民からの問合せへの対応
▶ 市民からの問い合わせ、市民からの情報提供窓口としてコールセンターの設置を検討する。
▶ 報道機関が各部に問い合わせるという負担を軽減するために、総括部広報班は迅速かつ積極的な情報発信を行う。問い合わせ窓口は専用電話に一本化し、総括部に配置する各部の職員と共に対応する。

今後の対策
報道機関に伝える情報は「市民への情報発信」と同じ情報
▶ 本部会の全般状況(被害対応状況など)は公開とし、会議後に本部長などが報道機関に発信する。
▶ 報道機関が各部に問い合わせるという負担を軽減するために、問い合わせ窓口を一本化し、総括部広報班が総括部に配置する各部の職員とともに対応する。

検証項目5 自治会などの連携

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き
(自治会(自主防災組織))		
9月23日	19:00	大雨警報（静岡市南部）発表→当番職員参集
	19:52	土砂災害警戒情報（静岡市南部）発表→該当地区支部員参集
	22:00	多くの市民から電話が殺到し区役所当番職員が対応 ・深夜から未明にかけて停電、浸水、避難場所、ポンプ場稼働状況の問合せや苦情など
9月24日	22:50	土砂災害警戒地域以外の地区支部員参集
	未明	「清水区」浸水、断水、土砂災害などの問合せや苦情が自治会関係者や市民から急増 「清水区」区本部への電話が更に増大。区本部に正確な情報が届いておらず通報者への対応に苦慮当番職員だけでは対応困難 ・関係部に市民への情報発信について提案（依頼） （断水情報、灾害廃棄物の処理方法、同報無線の活用、ホームページトップ画面への災害関連情報掲載など）
	07:00	土砂災害警戒情報（静岡市北部・南部）解除発表 →避難指示解除及び避難場所の閉鎖指示
	14:45	→避難者がいた清水区の3地区支部を除く地区支部は順次解散 「清水区」上下水道部が生涯学習交流館10か所に給水タンクを設置 ・空の給水タンクのみ設置され、給水開始時間などの問合せが自治会関係者や市民から殺到
9月25日	15:00	「清水区」10か所の生涯学習交流館で給水作業開始 ・生涯学習交流館では、残っていた地区支部員が給水活動を補助 ・地区支部員不在の給水場所では自治会が自動的に給水活動を補助
	17:00	「清水区」各地区自治会長から給水場所に市職員がいないとの苦情が殺到 →区本部から職員を派遣
	早朝	「駿河区」浸水被害情報があった地域の連合自治会長へ連絡し、情報収集を実施 「葵区」孤立集落の可能性のある葵区山間地の連合自治会長へ連絡し、情報収集を実施 「清水区」上下水道部及び総括部から給水場所を増やすため、地区支部員に給水応援の依頼あり→区本部から該当地区の地区支部長へ26日からの給水応援を依頼
9月26日	07:00	「清水区」地区支部員が給水応援を開始
9月27日	以降	「清水区」上下水道部から給水場所、時間変更などについての情報提供なし 「清水区」各部から自治会長宛に臨時ごみ集積所の指定、消毒用薬剤の必要数などを要請 自治会事務局職員を通じ自治会のニーズ（必要物資・困りごと）聞き取りを実施 →自治会が指定する場所に飲料水ペットボトルの水、携帯トイレを配送 →断水が長期化した地区的要配慮者に飲料水ペットボトルの水を個別配達 →関係部への引継ぎ
(水防団・消防団の活動)		
9月23日	21:04	巴川(上土)が水防団待機水位到達
	22:00	継川越水により水防団長尾川分団が水防活動開始
	22:43	その他の水防団も管轄区域の河川水位に応じ順次活動を開始
	22:48	足久保川が氾濫注意水位到達。その他の河川も水位上昇
9月24日	23:00	足久保川、巴川(能島)特別警戒水位到達
	00:00	その他の河川も水位上昇
	01:50	安倍川氾濫注意水位到達
	18:00	藁科川分団の水防活動終了をもって全分団が活動終了

対応状況
<ul style="list-style-type: none"> 各地区支部から連合自治会長、連合自主防災会長へ緊急避難場所の開設の報告を行った。 葵区本部では、孤立集落の可能性のある葵区山間地の連合自治会長へ連絡し、情報収集を実施した。 駿河区本部では、浸水被害情報があった地域の連合自治会長へ連絡し、情報収集を行った。 清水区本部では、自治会事務局職員を通じ、自治会の必要物資、困りごとの聞き取りを実施した。聞き取りから自治会が指定する場所への飲料水ペットボトル、携帯トイレの配達や断水が長期化した地区的要配慮者への飲料水ペットボトルの個別配達を行った。

(1) 自治会（自主防災組織）

課題・問題点	原因分析
①地区支部などとの連携	<p>①地区支部などとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区支部は被害状況の収集などにおいて、自治会・自主防災組織と連携が十分できなかつた。 ・地区支部が解散したことにより、給水など支援情報の市民への案内が不十分となつた。 ・浸水被害が甚大な地区では、自主防災組織の構成員も被災し、活動ができず、区本部・地区支部と連携できなかつた。 ・給水応援職員の招集に時間を要したため、応急給水に従事する職員が不在となる時間があり、耐震性貯水槽からの給水や給水拠点に置かれたタンクからの給水においても自治会・自主防災組織と連携した給水活動ができなかつた。 <p>②情報の共有化・受発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会・自主防災組織に対する災害関連情報（被害状況、断水、給水、災害廃棄物対応、被災者支援）の提供が不十分であった。 ・市民に必要な情報が正確に伝わらなかつたため、自治会関係者をはじめとする市民の不満、不信感が高まつた。 ・災害対策本部は、区本部及び地区支部が災害情報共有システムで入力した自治会などから寄せられた多くの情報などを、災害対策本部内で共有することができなかつた。 ・災害対策本部・各部が庁内での情報共有を図ることなく連合自治会長に対し、個別に各種要請を行つたことにより自治会長の負担が増大した。
(2) 水防団・消防団の活動	<p>①水防本部の体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防団に対する活動指示及び活動状況の確認を行う職員が水防団と十分に連携できず、また、水防団員の連絡員も水防本部（危機管理総室内）に参

今後の対策
<p>①地区支部などとの連携</p> <p>【組織・体制の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地区支部の役割、情報収集伝達や参集・解散の判断や地区支部運営に関する総括部と区本部の役割分担や権限を再検討し、地域防災計画に明確に規定する。また、「地区支部災害業務対応概要」の見直しを行い、地区支部活動チェックリストに具体的な行動について示す。 ➢ 指定避難所などの施設の開設方法（鍵の管理）、施設の利用方法、利用エリアについて施設管理者、危機管理総室（地区支部）、自治会及び自主防災組織と事前に協議する。 <p>【研修・訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害対策本部、各区本部、各地区支部は、自主防災組織の研修会や自治会の会議などを通して自治会及び自主防災組織との連携をはかる。 ➢ 今回の災害を教訓に自治会及び自主防災組織と実践的な訓練を継続的に実施する。 <p>②情報の共有化・受発信</p> <p>➡</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報の収集及び分析を一本化した上で、各部、地区支部と共有する体制を整える。 ➢ 情報の発信にあたっては、一元化するとともに、発信する内容を検討整理する。 ➢ 災害時における広報に関する協定を再確認し、マスメディアやコミュニティFMなどとの連携を迅速に行えるようにする。 ➢ 自治会及び自主防災組織に対する依頼内容と方法を再検討し、自治会長の負担を軽減する。

課題・問題点	原因分析
<p>集しなかったため、水防本部内で水防団の活動状況を十分に把握できなかつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団の活動については、地域ごとに各分団で個々の災害対応となってしまったため、組織的な活動及び情報の集約ができなかつた。 	<p>水防団員に十分理解されていなかつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団は、水害時に静岡市水防計画に基づき活動を行うこととされていたが、計画が十分に理解されておらず、水防活動体制を取ることができなかつた。
②水防活動の情報共有について	②水防活動の情報共有について
<ul style="list-style-type: none"> 水防団各分団・消防局と水防本部の間で情報共有されておらず、災害発生後の情報収集が有効に行えなかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の活動内容、活動の報告方法、報告された情報の活用方法などが、水防団及び消防団に事前に明確に理解されていなかつた。

今後の対策
<ul style="list-style-type: none"> 職員、水防団及び消防団員に対して研修などを実施し、水害時の活動などを周知徹底する。
②水防活動の情報共有について <ul style="list-style-type: none"> 水防本部と警防本部との連絡体制を強化し、消防団とも情報共有を行う。 水防団の活動内容の明確化と情報共有体制の確立を行う。

検証項目6 災害廃棄物

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き
(災害廃棄物対応)		
9月 23日	20:30	当番班長参集
9月 24日	07:30	環境部として関係班長ほかを招集
	08:30	「災害廃棄物対策本部」設置、職員による情報収集開始
		災害廃棄物収集方法などの対策検討
	午後	市民から災害廃棄物の出し方などについて問合せが寄せられ始める
		災害廃棄物の収集方法（自治会と調整の上地城ごとに収集）及び市民による清掃工場への持込みを控えていただくことについて、市ホームページで周知
9月 25日	13:00	環境部として現地調査開始（6名体制）
		臨時ごみ集積所（以下、集積所）としての公園利用を都市部と調整
9月 26日	夕方	集積所・排出方法について、被災地域連合自治会長へ電話で連絡
	午前	市による災害廃棄物収集開始（集積所、戸別収集）
		大規模仮置場の設置検討開始
	午後	環境省から支援員の派遣～10月 18日
9月 27日		災害協力協定締結業者（4団体）へ協力要請
9月 28日		大内新田市有地への大規模仮置場設置について自治会などと協議開始
		ENEOS㈱遊休地の土地所有者に大規模仮置場設置の協力要請
		災害協力協定締結業者による収集開始（1団体：市環境公社）
9月 29日		自衛隊災害派遣要請について静岡県及び自衛隊との協議開始
		ENEOS㈱遊休地の土地所有者から協力承諾
		他都市からの応援による収集開始（富士市ほか）
9月 30日		ENEOS㈱遊休地の大規模仮置場設置工事開始
10月 1日		ENEOS㈱遊休地大規模仮置場開設（市、市環境公社などの搬入のみ）
		静岡県、自衛隊との調整会議を行い、支援決定
		トラック協会へ大規模仮置場設置の協力要請～承諾
		同報無線による災害廃棄物の出し方のお知らせ開始（以降随時）
10月 2日		自衛隊による災害廃棄物の撤去開始（押切の集積所2か所）～10月 3日
		トラック協会の大規模仮置場への災害廃棄物搬入開始
10月 2日		庶務班へ応援職員の動員要請（収集支援、大規模仮置場交通整理業務）
		清掃工場への市民持込み受付を再開
10月 3日		ENEOS㈱遊休地大規模仮置場での市民による持込みの受付開始
10月 4日		大内新田市有地の大規模仮置場設置工事開始
10月 5日		チラシ（自治会組回覧）による収集方法の周知
		名古屋市・熊本市からの応援による収集開始
		消防団による収集支援開始（集積所での積込み）～10月 13日
10月 6日		横浜市・川崎市からの応援による収集開始
		他局応援による収集支援、大規模仮置場交通整理業務開始～10月 10日
10月 10日		大内新田市有地の大規模仮置場開設（市民による持込みの受付開始）
10月 13日		公園などの集積所からの災害廃棄物搬出完了
10月 14日		一斉回収により集積所以外での災害廃棄物収集～10月 16日
10月 18日		他都市からの応援終了（計12都市）
11月 27日		ENEOS㈱遊休地、大内新田市有地での大規模仮置場への市民による持込み受付を終了し、戸別収集に切替え
12月 22日		公園等の集積所の復旧完了
		ENEOS㈱遊休地、大内新田市有地の大規模仮置場から災害廃棄物搬出完了
3月 3日		トラック協会の大規模仮置場からの災害廃棄物搬出完了
		※戸別収集については継続中

対応状況
(1) 全体として
・公園の集積所からの搬出を10月中旬までに完了、大規模仮置場での中間処理を12月末までにほぼ完了するなど、全体として速やかに災害廃棄物の対応を行った。
・部内の体制及び業務として、おおむね「災害廃棄物処理計画」に基づき対応した。
・国や他都市などとのネットワークを生かし、必要な支援を受け入れ、特に、被災経験市や自衛隊から、現場対応力の高い、機動的な応援が得られた。
(2) 災害廃棄物の収集
・様々な方法を組み合わせ、被災者の状況に応じて、市民負担を最大限軽減した回収体制とした。（臨時ごみ集積所、大規模仮置場及び清掃工場での受入れ、戸別収集、一斉回収などのローラー作戦）
(3) 臨時ごみ集積所
・公園を利用することについて、都市局との連携により、早期に調整・実現した。
・一部の地域においては、自治会により自律的な設置・運用がなされ、共助が機能していた。
(4) 大規模仮置場
・被災エリアに近く、住民が持込みやすい場所（大内新田）、周辺に住宅がなく、大規模な搬入や作業がしやすい場所（ENEOS㈱遊休地）に、機能を考慮して設置した。
・市LINEにより混雑状況を市民周知し、混雑回避や利用性向上を図った。
(5) 廃棄物の処理
・西ヶ谷清掃工場の定期点検により一部施設を停止していたが、点検スケジュールの調整や機器の安全確認などを行い、急遽、再稼働させ、臨機応変に災害廃棄物の処理にあたった。

月日	時刻	主な動き
		※災害廃棄物の処理（リサイクル、焼却、埋立て等）は継続中 ※他都市応援は主なもののみ記載

(1) 被害状況の把握・共有、部内組織体制

課題・問題点	原因分析
①環境部内の情報共有 ・環境部各班で分担して業務に対応したが、廃棄物班と収集業務班で災害廃棄物の集積箇所の調査が重複するなど、情報共有が不十分なところがあつた。	①環境部内の情報共有 ・各班で臨機応変に業務に当たっていた一方で、各班間で実施業務などを情報共有する仕組みや手順が不十分であった。
②環境部内組織体制 ・初動期における現地調査について、効率的に行うことができなかつた。 ・各班における業務について、一部業務は災害廃棄物処理計画どおりの実施とはならず、臨機応変な対応を求める場面があつた。	②環境部内組織体制 ・初動期は被害の全体状況を正確に把握できず、調査対象地区を絞り込めない中での調査実施となってしまった。 ・災害廃棄物処理計画において基本的な対応方針は示されているものの、詳細な手順などの定めがなく、検討・確認しながらの作業となつた。また、「災害廃棄物の処理委託」と「仮置場の開設、管理・運営」の役割分担において、計画での想定と実務での役割分担に差異があつた。

(2) 応援体制（府内、自衛隊、災害協定締結業者など）

課題・問題点	原因分析
①府内の応援体制 ・災害廃棄物の収集運搬や大規模仮置場での警備などに係る人員確保にあたり、適時適切な動員時期・人数の調整ができなかつた。	①府内の応援体制 ・動員を行う時点で業務量・内容の正確な見込みを行うための情報の把握・共有ができていなかつた。また、時間差があったことにより、動員確保とその間の業務状況にズレが生じた。 ・動員の調整について、局内統括担当、業務担当、協力協定事業者との調整担当及び協力協定締結業者などの間での情報一元化、全体調整が不十分であつた。
②自衛隊への派遣要請 ・災害廃棄物の処理に係る自衛隊派遣要請について、関係省庁・静岡県との調整に時間を要した。	②自衛隊への派遣要請 ・派遣要請に係る自衛隊及び関係省庁との協議・調整にあたり、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（令和2年8月環境省・防衛省）について、環境部内で共有されていなかつた。また、関係者間で同マニュアルの解釈が共有されていなかつた。
③災害協力協定締結業者など ・災害協力協定に基づき締結業者に支援要請したが、多くの締結業者が対応不可能な状況で、必要な支援が得られなかつた。	③災害協力協定締結業者など ・災害協力協定の内容として、大規模仮置場における警備・誘導などの実務的な業務が想定されておらず、業務としても対応が困難なものであつた。 ・災害協力協定締結業者においては、多くが通常業務の実施に手一杯となっており、さらに業者自身も被災するなど、支援に当たる余力がなく、人員・車両などの確保が困難な状況であつた。

対応状況

今後の対策
①環境部内の情報共有 ➢ 庁内ネットワーク、大判紙、ホワイトボードなど情報共有手段を確認し、被害パターン別に運用方法を定めたマニュアルを策定する。 ➢ 環境部各班に「情報収集・伝達担当者」を配置し、各班の業務実施に必要な被災状況、業務進捗状況などの情報を環境総括班が集約し、一元的に共有・管理する。 ➢ 関係局や自治会等と協議の上、仮置場や臨時ごみ集積所用地を事前に選定・リスト化するとともに、マッピングなどIT・デジタル技術を活用して、災害廃棄物集積場所などに係る情報集約を図る。
②環境部内組織体制 ➢ 災害種類、規模別、発災初動期などの段階別に、災害廃棄物処理に必要となる情報を整理・リスト化する。必要な情報収集に当たり、総括部（情報班・オフロードバイク隊）、区本部（地区支部）と情報収集の連携に向けた詳細を協議する。 ➢ 環境部各班の業務内容、収集基準など配備体制を精査し、災害廃棄物処理計画内容の見直しを行うとともに、各協力協定見直しや仮置場候補地などを盛り込んだマニュアルを策定する。マニュアルの実効性を高めるため、随時訓練を実施する。

今後の対策
①府内の応援体制 ➢ 情報収集・伝達担当者を中心に、環境部各班の実施業務を掌握し、各班の業務実施に必要な被災状況、業務進捗状況などの情報の一元的な管理・把握を徹底する。なお、初動対応には、環境局次長の判断において、環境部各班で行っている通常業務を中断し、総力を挙げてあたる。
②自衛隊への派遣要請 ➢ 災害廃棄物の処理に係る自衛隊の派遣要請時の手順、判断のタイミングなどを定めておく。 ➢ 自衛隊の派遣要請に係る「災害廃棄物の撤去などに係る連携対応マニュアル（令和2年環境省・防衛省）」を地域防災計画資料編に盛り込むなど、総括部と協議し、具体的な手順について検討する。 ➢ 環境省、静岡県に呼びかけ、合同で協議する場を設け、自衛隊派遣要請の手順など、連携を強化すべき項目を共有する。また、その手順などをマニュアル化する。
③災害協力協定締結業者など ➢ 既存の災害協力協定締結事業者と個別に協議し、業務内容、動員可能人数・車両などを確認の上、必要に応じて協力協定業務内容の見直しを行う。 ➢ 協力協定締結事業者については、収集運搬業務委託のあり方を見直す中で、その体制強化も検討する。 ➢ 引き続き、全国都市清掃会議を通じた他政令市との連携を図るとともに、「21大都市災害時相互応援に関する協定」においても災害廃棄物の収集運搬に関する事項の明文化を提案する。

(3) 災害廃棄物の収集運搬（臨時ごみ集積所、戸別収集）

課題・問題点	原因分析
①市民周知 ・発災直後の災害廃棄物の出し方（臨時ごみ集積所の場所・方法、清掃工場への持込み、戸別収集など）について、一部の市民に対し適時・適切に伝えることができなかつた。	①市民周知 ・周知の方法として、市ホームページ、自治会チラシ、同報無線などで行ったものの、全ての市民に適時適切に伝える手段が確立されていなかつた。 ・迅速な情報発信が求められる一方で、大規模仮置場関係者や自治会などとの事前調整に時間を要した。 ・災害廃棄物の臨時ごみ集積所について、事前に決められていな地域があつた。
②問合せ対応など ・問合せ・申込み先が複数（全般、臨時ごみ集積所、清掃工場への持込み、戸別収集）あり、市民は内容に応じて個別に問い合わせる必要があつた。	②問合せ対応など ・業務（全般、臨時ごみ集積所、大規模仮置場、清掃工場への持込み、戸別収集）ごとに各班で対応しており、情報の集約、一元化が難しかつた。
③臨時ごみ集積所での排出 ・臨時ごみ集積所において、災害廃棄物が分別されずに無秩序に排出され、安全上の問題（悪臭、崩落危険性など）が生じるとともに、早期かつ円滑な収集運搬が困難となつた所があつた。	③臨時ごみ集積所での排出 ・災害廃棄物の分別方法などについて、市民周知が行き届かなかつた。

今後の対策
①市民周知 ➢ 総括部、区本部と連携して、災害状況を迅速に把握し、災害廃棄物の排出方法などについて同報無線、チラシ、市ホームページ、SNS、テレビなどの手段を活用して適切な情報発信を行う。 ➢ 平常時から、臨時ごみ集積所、分別方法、発災時の集積場所の管理などについて、各区自治会連合会会議、廃棄物減量等推進員の勉強会などを通じて、自治会などと十分に協議・確認し、発災時の対応について周知する。 ➢ 地域防災計画に公園などの臨時ごみ集積所を位置づけることについて調整する。
②問合せ対応など ➢ 発災時の市民からの問合せについて、ワンストップで対応できるよう災害廃棄物コールセンターを設置する。その手順、時期、運営方法などを定めたマニュアルを作成する。なお、将来的には市全体のコールセンター構想との整合を図る。 ➢ 平常時から臨時ごみ集積所、分別方法、問合せ先について周知を行う。災害廃棄物に係る問合せなどをワンストップで対応し、環境部各班の「情報収集・伝達担当者」と共有する体制をつくる。

(4) 災害廃棄物の大規模仮置場

課題・問題点	原因分析
①設置 ・災害廃棄物処理計画では、「水害時の仮置場」を「2、3日以内の開設に努める」としており、臨時ごみ集積所は発災後2日（9月25日（日））で開設したもの、大規模仮置場の設置に1週間の期間を要した。	①設置 ・被災状況の把握に時間がかかったため、ごみ想定量の算出が難しく、仮置場の規模、場所の選定などの対応が遅くなつた。 ・候補地についてはリスト化されていたものの、今回の災害に応じた要件との適合や地権者などとの調整、搬入路の整備など受け入れ体制の確保に時間を要した。 ・災害廃棄物処理計画上、仮置場（臨時ごみ集積所、1次・2次仮置場）として一括して掲載されており、開設目安について個別の記載がなかつた。
②運営 ・開設・運営に当たり、委託業者、周辺事業者、交通管理者などとの調整に時間と労力を要した。また、開設直後は、委託業者のみの運営が困難で、市職員の補完業務が生じたこともあつた。	②運営 ・大規模仮置場の運営ノウハウがなく、体制や業務内容が確立されていなかつた。 ・周辺事業者への配慮、交通管理者との協議など、委託業者においても、現場での各ケースに応じた柔軟かつ適切な対応が必要となつた。

今後の対策
①設置 ➢ 災害の規模、性質、発災地域のパターンごとに、周辺環境、接続道路などの条件を考慮し、仮置場候補地を最大限リスト化する。 ➢ 発災時にスムーズに利用できるよう、リスト化した候補地の土地所管部又は地権者などとの協議・調整を行う。また、可能な所は、アスファルト舗装などの事前準備を検討する。 ➢ 各仮置場の設置時期想定について、実態に即したものとするよう災害廃棄物処理計画の記載見直しを行う。
②運営 ➢ 大規模仮置場運営に係る災害廃棄物の分別、保管、処理手順に加え、周辺事業者や交通管理者との協議などについてもマニュアル化する。

(5) 災害廃棄物の処理

課題・問題点	原因分析
①清掃工場への災害廃棄物の持込み ・清掃工場において、災害廃棄物に混在した不適正廃棄物（災害廃棄物ではない家電や事業系一般廃棄物など）の持込みが見られ、確認作業が効率的に行えず受付窓口で混乱することがあった。 ・発災直後、一時的に災害廃棄物の清掃工場への市民の持込みを控えるよう周知したが、その後、持込みが可能となった時点での周知が市民に行き届かなかった。	①清掃工場への災害廃棄物の持込み ・受付で罹災証明書を確認するなど、確認体制や手順が明確に定められていなかった。 ・市ホームページ、チラシなどで案内を行ったが、周知が十分でなかった。
②大規模仮置場からの処分先の決定 ・大規模仮置場に持ち込まれた災害廃棄物の処分先の決定と処理困難物の処理に時間と労力を要した。	②大規模仮置場からの処分先の決定 ・処分先の設定など、災害廃棄物を処理する体制や手順の詳細が定められていなかった。

今後の対策
①清掃工場への災害廃棄物の持込み ➢ 災害廃棄物受入れ時の罹災証明書などの確認体制、手順などを定め、マニュアル化し、適切な窓口対応を行う。 ➢ 平常時から、収集の委託業者に対し、受入手順などを周知・徹底する。 ➢ （再掲）総括部、区本部と連携して、災害状況を迅速に把握し、災害廃棄物の排出方法などについて同報無線、チラシ、市ホームページ、SNS、テレビなどの手段を活用して適切な情報発信を行う。 ➢ 清掃工場への市民の災害廃棄物持込みの取扱い基準について、大規模仮置場の設置状況や災害廃棄物の戸別収集の実施状況に応じて、定めておく。 ➢ 平常時から、市民、自治会、搬入事業者などに対し、災害時の災害廃棄物の清掃工場への持込み受入手順などを周知する。
②大規模仮置場からの処分先の決定 ➢ 災害廃棄物の処分委託の締結手順などのほか、他都市への搬入協議に関する手順を定めたマニュアルを策定する。

検証項目7 断水

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き
(断水対応)		
9月 24 日	00:11	警戒待機(上下水道部災害対策本部長)
	05:37	上下水道部災害対策本部設置
	05:40	承元寺取水口の被災把握(奥津川の水位が高く、取水施設に接近できず、対岸から被災を確認)
	07:10	上下水道部連絡員を危機管理総室に派遣 (大規模断水の発生の可能性を伝達)
	07:25	大平山配水池の残量から、断水発生を見込む(3時間後)
	07:30	宮島水管橋の落橋を目視により確認
	07:38	断水の発生に係る同報無線の要請(総括部)
	08:00	水道管の復旧に係る応援要請(水道組合)
	09:00	市ホームページへの断水情報の掲載 ※以降、被災状況、応急給水活動、復旧作業、水道水の飲用開始などについて、随時報告
	09:28	市長・副市長(二役)への情報提供 ※被災状況、応急給水活動、復旧作業、水道水の飲用開始などについて、随時報告
	10:20	応急給水に係る日本水道協会(静岡県支部)への応援要請
	11:00	給水拠点の設置準備
	11:11	同報無線による断水情報発信 ※以降、随時
	11:40	大平山配水系統の断水発生
	11:50	応急給水に係る川崎市への応援要請
	12:00	奥津川の水位が低下したため、施設の被害調査を開始
	12:50	LINEによる断水情報提供 ※以降、随時
	13:00	給水拠点の設置などに係る応援要請(水道組合)
	13:06	Twitterによる断水情報提供 ※以降、随時
	13:25	市ホームページへの給水拠点の掲載 ※以降、随時
	13:30	応急給水に係る日本水道協会(中部地方支部(名古屋市))への応援要請
	14:57	LINEによる給水拠点情報提供 ※以降、随時
	15:00	給水拠点での応急給水開始(給水拠点 10か所、遅延か所もあり)
	19:00	断水に係る報道提供(第1報) ※以降、随時(全18報)
9月 24 日	20:28	川崎市応援隊、門屋浄水場到着
	20:30	電話対応臨時窓口を水道総務課に設置
	23:30	25日の給水拠点を市ホームページに掲載
9月 25 日	07:00	応急給水開始(給水拠点 28か所) 承元寺取水口流木などの撤去、職員・業者で作業開始 ~9月 27 日(火)
	09:00	工業用水の緊急融通について、静岡県と相談、協議開始
	09:20	LINEによる給水拠点情報提供 ※以降、随時
	10:00	工業用水の緊急融通について、静岡県と協議完了
	10:30	工業用水の緊急融通に係る現場確認
	11:00	工業用水の緊急融通に係る水道管の接続作業開始、材料発注

対応状況
(1) 応急給水活動
<ul style="list-style-type: none"> 9月 24 日(土)朝の時点で断水の発生が見込まれた直後に、日本水道協会(県支部・中部地方支部)や他都市への応援要請を行い、人員や車両手配に1日程度時間を要する応援事業体を、9月 25 日(日)の応急給水活動時から配備した。また、状況に合わせて追加要請を行った。 応急給水でこれまで実施したことのない24時間対応を行い、多様化する市民の生活様式への対応を行った。 渋水対策の『水の相互運用事業』で整備していた送水施設の「南・北ルート」を活用し、平常以上の送水量で運転することで、一部地域の断水発生を回避した。 一部地域ではあったが、耐震性貯水槽の操作を市民が自発的に行うことができ、従前からの防災訓練の経験が活かされた。
(2) 情報収集と情報発信
<ul style="list-style-type: none"> 9月 24 日(土)は、奥津川の増水により施設へ直接接近できなかったが、安全確保した上で対岸から可能な限り状況把握に努め、その情報を対応検討に活かした。
(3) 断水関連対策
<ul style="list-style-type: none"> 断水時の被災者支援として自宅で水を使わない生活に対応できるよう、関係部で調整などを行った後、給水拠点などで携帯トイレ配布、各小学校への仮設トイレ設置、市所有の入浴施設の無料提供などを実施した。
(4) 応急復旧活動
<ul style="list-style-type: none"> 工業用水の緊急受水について、9月 24 日(土)から過去の対応などの情報に基づき準備を進め、9月 25 日(日)午前から静岡県・国土交通省との協議を行い、県・国の迅速な対応により、同日午後に受水を開始できた。 市街地エリアの復旧にあたっては、バックアップ用の井戸水の取水を増加させることや工業用水の緊急受水により、承元寺取水口の機能回復前に一部地域の通水作業に着手した。 官島水管橋落橋に伴う仮設配管にあたって、河川・道路の管理者との調整、業者などによる現場作業員の確保を迅速に行った。 復旧活動(通水)にあたっては、様々な地域特性(高低差などの地形特性、効果的な濁水排出場所、水道管の老朽度など)などにより実施に困難を伴ったが、水圧の影響により発生が懸念された大規模な二次災害(水道管の破断、漏水など)を発生させることなく実施した。

月日	時刻	主な動き
9月26日	12:20	工業用水の緊急融通について、静岡県を通じて国土交通省に申入れ
	13:00	復旧計画策定のため、取水量情報、作業手順などの検討開始
	15:00	工業用水の緊急融通について、国土交通省承諾
	07:00	工業用水の緊急融通開始
	09:00	応急給水に係る日本水道協会(中部地方支部(名古屋市))への追加応援要請
	11:00	市長定例記者会見
	13:00	応急給水に係る日本水道協会(静岡県支部)への追加応援要請
	16:30	応急給水に係る個別都市(7都市)に応援要請
	18:16	清水区自治会連合会への情報提供
	22:30	一部地域で、水道管に水道水を満たす作業を開始
9月27日		応急給水に係る日本水道協会(中部地方支部(名古屋市))への追加応援要請
		市内公共施設でのシャワー・給水などの無料開放を開始
	07:00	応急給水開始(給水拠点28か所)
	12:00	応急給水に係る個別都市(1都市)への応援要請
	13:00	宮島水管橋、復旧に係る現地調査
	17:00	応急給水に係る個別都市(1都市)への応援要請
	18:36	自衛隊による承元寺取水口復旧作業開始～9月28日(水)1:04
9月28日	20:30	応急給水に係る個別都市(1都市)への応援要請
	07:00	応急給水開始(給水拠点41か所) ※一部24時間対応
	08:00	宮島水管橋復旧作業～10月1日(土)
	12:00	応急給水に係る個別都市(1都市)への応援要請
9月28日	13:00	承元寺取水口、取水再開
	17:00	水道水の飲用開始(巴川・興津ブロック) 法務省による入浴支援を開始
	07:00	千葉県君津市からトイレトレーラーの支援 応急給水開始(給水拠点32か所) ※一部24時間対応
	19:00	応急給水に係る個別都市(1都市)への応援要請
	07:00	応急給水開始(給水拠点32か所) ※一部24時間対応
10月1日	09:00	水道水の飲用開始(三保、庵原北部、庵原系小規模ブロック)
	07:00	応急給水開始(給水拠点23か所) ※一部24時間対応
	09:30	水道水の飲用開始(富士見ヶ丘、馬走、団地ブロック)
10月2日	07:00	応急給水開始(給水拠点15か所) ※一部24時間対応
	07:00	応急給水開始(給水拠点14か所) ※一部24時間対応
	13:30	工業用水の融通終了
10月4日	07:00	応急給水開始(給水拠点14か所) ※一部24時間対応
	15:30	水道水の飲用開始(和田島ブロック(南地区))
	07:00	応急給水開始(給水拠点5か所) ※一部24時間対応
10月5日	10:30	水道水の飲用開始(和田島ブロック(西地区))
	07:00	応急給水開始(給水拠点3か所) ※一部24時間対応
	23:15	水道水の飲用開始(和田島ブロック(北地区))

対応状況

月日	時刻	主な動き
	23:20	断水に係る報道提供(第18報) ※最終
10月7日	07:00	応急給水開始(給水拠点3か所)~12:00
10月11日	08:30	各給水拠点の応急給水タンク(1トン)回収

(1) 応急給水活動

課題・問題点	原因分析
①給水計画の検討	<p>①給水計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部が市民の求める給水量（飲料水と生活用水（トイレや風呂など））と本市の応急給水における計画給水量（飲料水1人1日3リットル）のギャップを早期に認識できず、初動期における断水対応・関連対策の方針を決定できなかった。 ・給水拠点（現場職員）では、地域防災計画以上に生活用水を含む多量の水需要があることを把握できたが、災害対策本部内で連絡調整がうまく行えず情報共有が不十分となり、限られた水を多くの市民に配布する方策や、断水地域での水を使わない生活のための支援策を打ち出すことができなかった。 ・飲料水の供給にあたって、上下水道部のみでは対応が困難であることが予想できため、災害対策本部には人員の支援を、他都市などへは給水車派遣の支援要請を迅速に行うことができた。しかし、生活用水の需要に対しては、給水車による応急給水では対応が極めて困難であるとの認識を災害対策本部内で共有できなかつたため、自宅で水を使わない生活を継続するための支援が遅れた。
②給水活動の実施	<p>②給水活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断水の影響範囲と復旧見通しを適切に情報発信できず、市民の不安と混乱（給水拠点の混雑、長い待ち時間など）を招いた。 ・医療機関（災害拠点病院や透析医療機関）への応急給水において、上下水道部の給水車の配車が不十分であり、保健福祉部が臨時に警防本部に給水を要請する必要が生じた。 ・地域防災計画と異なる場所に給水拠点を設置したため、初動期に上下水道部内でも活動が混乱した。 ・給水拠点に車で来場する市民が多く、周辺で渋滞が発生するなど影響が生じた。 ・給水拠点がどこにあるのかわからない市民が多数いた。

対応状況

今後の対策
<p>①給水計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 想定する災害の規模（区域）、被災範囲（施設などの被災状況）、ライフラインの状況（電気・通信・交通）などを設定し、各設定に基づく応急給水のあり方（給水量、拠点の場所、駐車スペース、給水方法など）を検討する。
<p>➤ 運搬の負担を軽減するため、組み立て式給水タンク（1トン）を配備する。</p>
<p>➤ 耐震化された水道管の貯留水を活用し、新たな応急給水拠点整備を行う。</p>
<p>②給水活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療機関への給水について、優先度や供給量、施設整備などによる代替案の検討など、給水計画に係る意識共有、手順の確認を定期的に実施する。 ➤ 広域対応での災害時の透析に係る体制の確立に向けて、定期的に開催される静岡市災害時透析対策協議会などで、静岡県（疾病対策課）・関係機関（透析医療機関）・府内において継続的に協議する。 ➤ 静岡市清水病院への応急給水の向上のため、新たな水道管の整備を行う。 ➤ 給水拠点での広報活動（給水車・広報車など）の方法を検討する。

(2) 情報収集と情報発信

課題・問題点	原因分析
①情報収集	<p>①情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の解除に伴い避難場所から地区支部員を早期に撤収したため、被災状況や市民の要請など地域情報の収集が難しくなり、代替手法の迅速な構築ができなかった。
②情報発信	<p>②情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に向けて「まず、どんな情報を発信すべきか」という意識が不足していた。 ・水道施設の被災後、断水の発生が見込まれることを市ホームページに掲載するとともに、断水発生直後から報道提供・同報無線などの手段により情報発信を行ったが、市民への周知は十分とは言えず、数多くの問合せを招いた。 ・市ホームページやSNSの活用では、様々な対象者を意識した多様な情報発信ができるいなかっただため、市民それぞれの情報取得方法の違いなどにより、十分な情報が行き届かなかっただ。 ・観光客などへの情報発信が不足し、被災地域において観光施設のトイレの利用不能などの影響を周知することができなかっただ。また、多言語化への配慮など外国人への適切な情報発信ができなかっただ。 ・情報発信・収集に必要な手順・手続きの理解不足や人員の不足により、情報の整理・発信が難しかっただ。また、報道資料の提供や同報無線の実施にあたって、内容確認に手間取り発信までに時間を使っただ。 ・市ホームページや出前講座、市・局広報紙などにより、「自助」として市民自らが水を備蓄することの必要性、応急給水は原則として飲料水であることについてなどこれまでにも周知してきたが、伝え方が不十分であり、市民などへの理解促進につながつていなかっただ。
③問合せ対応	<p>③問合せ対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報量や情報発信方法の不足などにより、市民・自治会などからの問合せが多数発生したが、周知不足により市民が適切な部に問合せを行えなかっただ。また、問合せが他部にも波及した。

(3) 断水関連対策

課題・問題点	原因分析
①関連対策の検討	<p>①関連対策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道部（水道部）としては断水により「トイレや風呂」が使用できなくなることについて、災害対策本部での情報連携の不足や、通常時の水道管による水道水の供給量（1人1日約280リットル）を給水車による運搬給水で代替するためには、飲料水（1人1日3リットル）

今後の対策
①情報収集
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 初動期における報告項目を洗い出し、項目に応じた運用ルール（被害規模・範囲・重要度など）を策定する。 ➢ 運用ルールに基づき報告訓練を定期的に実施する。 ➢ 市民などが利用できる情報ツールを使用した、報告手順などの運用ルールを策定する。 ➢ 当該情報ツールの使用を、広報紙や市ホームページなど機会を捉えて市民に働きかける。
②情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 連絡・調整に係る人員を適切に配備するよう、業務内容の整理や書式・手順の確認など、業務量の整理を行う。 ➢ 定期的に関係団体と研修、訓練を実施し、意識共有を図る。 ➢ 情報発信手続きにおける様式などの共通化により、確認時間の短縮を図る。 ➢ 災害の種別や被災の規模などに基づき、情報の優先順位付けなどを行い、効率的な情報発信の運用ルールを策定する。 ➢ 市民や観光客などが利用できる情報ツールを使用した、報告・発信手順などの運用ルールを策定する。 ➢ 当該情報ツールの使用を、広報紙や市ホームページ、観光地での掲出、配布物など機会を捉えて市民や観光客などに働きかける。
③問合せ対応
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市ホームページの作成や報道対応にあたって、予め決まった書式等を作成し、手順の共通化を図る。

今後の対策
①関連対策の検討
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害に起因する断水・土砂災害などに伴い発生する、支援を要する事案（トイレや風呂など）を想定した対応策を検討する。 ➢ 水のペットボトルを支援物資や災害備蓄物資に含め、調達・保管・配布などの役割分担を検討する。

対応策の立案・実施が遅れた。	の供給が限界であることを全庁的に共有できず、断水により発生するトイレや風呂といった関連リスクについての認識が不十分となり、全庁的な対応策の立案・実施が遅れた。
②支援体制の構築	
・断水時の被災者支援として、関係部で給水拠点などでの携帯トイレ配布、各小学校への仮設トイレ設置、市所有の入浴施設の無料提供などを実施したが、提供するまでに時間を要した。	法務省や他都市、民間企業などによる入浴施設・トイレなどの提供がなされた。しかし、災害対策本部内での災害用備蓄品の提供、入浴支援をする際の役割分担や人員配置などが明確でなかった。
・初動期に、断水の規模（範囲）や期間について、上下水道部内における情報整理や、災害対策本部各部や区本部との共有、市民に対する全庁的な支援体制の構築に時間を要し、発信が遅れた。	上下水道部と災害対策本部各部・区本部との情報共有や、活動に関する連携が不十分であり、全庁的な支援体制の構築ができなかった。

②支援体制の構築	上下水道部で集約した被災情報を災害対策本部や区本部と情報共有する手段や方法を協議し、全庁的な支援体制を構築する。
-----------------	--

(4) 応急復旧活動

課題・問題点	原因分析
①復旧計画の検討	①復旧計画の検討 <ul style="list-style-type: none">・断水時間が長期化（13日間）し、市民生活に多大な影響を与えた。・中山間地では、地域へ配水するためには複数の配水池を経由しており、その水道施設や水道管の配置場所の標高差が200メートル以上あるため、復旧のためには標高の低い施設や水道管から順番に水道水を充足させなければならないことや、既存の水道管が水圧により破損してしまったり漏水したりしないよう、時間をかけて微妙な調整をする必要があった。・復旧計画を検討するためには、詳細な施設状況（被災状況、運転状況）の把握が必要であったが、興津川の増水のため施設内の設備などが水没しており、水位が下がり詳細な被災状況を把握できるまで時間を要した。・上下水道部の技術職員が、応急給水業務や水道管内の濁り水を排除する業務などと並行して対応する必要があったため、復旧計画の策定や決定に直ちに参画できない場面があった。・河川氾濫による土砂や流木などにより水源地が被災し、取水口の閉塞から取水不良となり、断水被害が広域化し復旧にも時間を要した。
②復旧作業体制の構築	②復旧作業体制の構築 <ul style="list-style-type: none">・復旧作業に必要な知識・技術を有した職員が複数の作業に携わらなければならず、作業に見合った体制が構築できなかった。

今後の対策
①復旧計画の検討 <ul style="list-style-type: none">➤ 風水害等を含めた災害の種別に応じた対応計画、マニュアルを整備する。➤ 対応時期（初動・経過日数など）に応じた活動内容を整理する。➤ 標高差のある水道施設に早急に水を送るための施設整備等を行う。
<ul style="list-style-type: none">➤ 本部活動、現場活動などにおける活動内容の漏れを洗い出し、担当部や担当人員の配置を改善する。➤ 迅速な復旧活動につながるよう、早期の計画立案できる技術職員の育成を行う。➤ 外部団体との連絡・調整に係る人員を適切に配備するよう、業務内容の整理や、書式・手順などの確認など業務量の整理を行う。➤ 定期的に関係団体と研修、訓練を実施し、意識共有を図る。
<ul style="list-style-type: none">➤ 災害時に承元寺取水口を補う新たな水源確保に向けた検討を実施する。➤ 増水時においても取水施設の運転状況の把握や設備の操作できるように電動化と遠隔操作化を実施する。➤ 河川氾濫による土砂や流木などが取水施設に流れ込まないように緊急対策修繕を実施する。
②復旧作業体制の構築 <ul style="list-style-type: none">➤ 取水施設の被害状況整理により、被災に至ったメカニズムを検証するとともに、他事業体の被災事例を調査する。➤ 緊急対策として実施可能な対策案の抽出と選定を行う。

・宮島水管橋落橋に伴う仮設配管にあたって、河川・道路の管理者との調整、業者などによる現場作業員の確保は迅速に行われたが、水道管の口径の検討や、道路上に露出して配管するための特殊な水道管材料の調達に一定程度の時間が必要であった。

- 既存施設を強靱な施設へ更新・整備する。
- 新たな水源確保など、承元寺取水口の機能停止を補完する代替手段について、有識者による意見・議論を踏まえて検討する。
- 検討結果によっては、将来的な投資計画の見直しを行う。
- 様々な災害を想定し、復旧を阻害する要因に対しては、あらかじめ関係部署との協議を行い、運用手順等の調整・確認を行う。
- 自衛隊等を含めた外部機関への応援要請手続を迅速に行える体制を構築するとともに、訓練の実施により、職員の受援活動に係る理解促進を図る。
- 災害復旧に係る業務分担を明確化し、現場作業と情報発信、涉外を効率的・効果的に実施できる組織体制を整える。また、自助・共助・公助の役割分担を明確にし、関係部署および自主防災組織と連携を高めることで地域全体としての防災意識の向上を図る。
- 役割に応じた活動ができるよう、研修や訓練などにより連携強化を図る。
- 地区ごとの水源や配水系統、配水エリアに関する情報の共有化を図り、効率的かつ効果的な復旧計画を迅速に立案できる体制を構築する。
- 地区ごとの水源や配水系統、配水エリアを考慮した復旧計画を策定するための訓練を実施する。

検証項目8 洪水・浸水害

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き
(洪水・浸水害対策)		
9月23日	19:00	大雨警報(静岡市南部)発表に伴い各部当番班参集開始 (建設部建設班・上下水道部下水道班など)
	21:10	各班順次パトロール開始
9月24日	00:00	当番班順次増員
	08:00	停電に係る所管施設の対応開始
	10:00	初動被災状況調査開始
	15:00	停電に係る所管施設の対応終了
	17:00	市所管一、二級河川の調査終了
9月26日	17:00	初動被災状況調査終了

(1) 浸水被害の軽減対策

課題・問題点	原因分析
①対策完了地区における浸水被害	①対策完了地区における浸水被害 ・台風第15号における降雨は、静岡地方気象台で観測された時間雨量が、9月23日(金)23時に91ミリ、24日(土)の2時に107ミリと、現在進めている排水施設の整備水準である時間雨量67ミリを大幅に上回る降雨であったことから、水路や雨水管の排水能力を超え、浸水が発生した。
②新たな浸水地域での浸水被害	②新たな浸水地域での浸水被害 ・近年の台風や大雨で浸水被害が無かった地域でも新たに被害が発生した。
	①②共通 ・巴川流域では、強い雨が降り続いたことで巴川の水位が高い状態が長時間続き、地区内水路などの排水ができず地盤の低い土地で浸水が発生した。また、巴川の水位が計画を上回り河川氾濫の危険が生じたため、一部のポンプ施設は河川管理者である静岡県との取決めにより、排水を停止した。 ・遊水地や貯留施設は、9月23日(金)19時から23時までの大雨による雨水を貯留したが、翌24日(土)1時前後から再び降り始めた大雨により貯留機能の限界に達した。

対応状況
<p>(1) 浸水被害の軽減対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 「静岡市浸水対策推進プラン」(対策地区:全41地区)に基づく排水施設の整備が完了している27地区のうち5地区では整備水準を大幅に上回る降雨であったにもかかわらず、大きな浸水被害が発生しなかった。 9月24日(土)から市管理河川の施設被害の有無、堆積土砂の確認などの調査を実施し、状況に応じて通水断面の確保など、次の降雨に備える対応を行った。 9月24日(土)8時から浸水や停電により停止したマンホールポンプ※(12か所)に対して、バキューム車や発電機などによる応急対応を速やかに行なったことで、下水道の使用制限などの市民生活への影響を防ぐことができた。 <p>※マンホールポンプ:自然流下で流せない汚水をマンホール内に設置したポンプにより汲み上げ下流に流す施設。</p> <p>(2) 被害状況の調査・報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 当番班参集後、入手した情報から総合的に判断し、9月23日(金)深夜から人員を増員し施設被害を中心とした調査を実施した。

今後の対策
①対策完了地区における浸水被害
➢ 大きな浸水被害を受けた対策完了地区については、令和5年度に浸水要因を分析し、新たな排水施設や貯留施設などの追加対策を検討し、令和6年度以降実施可能な地区から対策を行う。
➢ 貯留管の能力を極力確保するために、降雨や放流先河川の状況等に応じて、貯留管に流入した雨水の中間排水作業を行う。
②新たな浸水地域での浸水被害
➢ 新たな浸水地域については、令和5年度に浸水要因を分析し、その結果に応じて新たな浸水対策地区として位置付け、対策の立案後、実施可能な地区から対策を行う。
①②共通
【貯留施設などの整備】
➢ 巴川本川の治水対策の強化には時間を要することから、流域内の公共用地などを活用して一時的に雨水を貯留する施設などの検討を令和5年度から実施し、実現可能なものから事業を実施する。
【静岡県との連携強化】
➢ 静岡県が実施する巴川本川の流下断面拡大(河道掘削)が円滑に行えるよう、市管理橋梁の架け替えや補強などを連携して進めるとともに、巴川本川の負担を減らす流域貯留に資する対策として、大内新田の市有地への大規模雨水調整地の整備を進める。
【整備水準の引き上げ】
➢ 令和5年度に現在の排水施設の整備水準である時間雨量67ミリを、気候変動を考慮した水準へ引き上げを行い、これに基づく施設計画を立案し、浸水リスクの高い地域を新たな浸水対策

--	--

(2) 被害状況の調査・報告

課題・問題点	原因分析
①対応人員の不足 ・浸水に関して寄せられた多数の情報に対して、現地調査に必要な人員が不足し状況把握に時間を要した。	①対応人員の不足 ・浸水被害を受けている範囲が広く、収集基準に基づき上下水道部下水道班の応援職員を増員したもの、現地調査などを行うためには不足していた。 ・市民生活に直ちに影響がある所管施設の被害調査や、停電による緊急を要する対応を優先させたことで、初期段階(24日(土)12時頃)における浸水状況調査が実施できなかった。

(3) 情報の収集・共有化・発信

課題・問題点	原因分析
①情報収集・共有化 ・浸水に関する情報量が膨大であったことから整理に時間を要したことにより、被害発生時刻が夜間から早朝にかけてであったことで、十分な情報収集が行えず初期段階(24日(日)12時頃)での浸水被害状況の把握に時間を要した。 ・停電により各班(建設部建設班・上下水道部下水道班など)が入手した情報を共有できなかった。 ・浸水に関する情報を集約する方針・体制が明確に定まっていない。	①情報収集・共有化 ・浸水が広範囲に渡り、同一地区の浸水に対して重複して多数の情報が寄せられるなど、情報の整理に時間を要した。 ・紙(情報票)での膨大な情報のやりとりであり、その情報が一元管理できおらず各班(建設部建設班・上下水道部下水道班など)の中で共有化が図れなかった。 ・停電により市のネットワークが使用できず、災害情報共有システムも含め、パソコンなどによる情報の収集・共有ができない状況であった。 ・各班(建設部建設班・上下水道部下水道班など)で浸水に関する情報収集は行うものの、初期段階でそれを集約する方針・体制が明確になっていない。

地区として位置付け対策を行う。

【雨水浸透枠の設置】

- 道路に設置された既設集水枠を雨水が地下に浸透するよう改良し河川などへ流出する雨水を減らすため、令和5年度に巴川流域を中心に、浸透適地かつ浸水被害軽減効果が期待できる地域を選定し、設計や関係機関との調整が整い次第、令和7年度から工事を実施する。

【想定最大降雨に対する内水ハザードマップの作成・公表】

- 自助・共助に備えるため、市ホームページでも公表している過去の最大降雨(時間雨量112ミリ)に対する「浸水ひなん地図」(内水ハザードマップ)に加え、想定される最大降雨(時間雨量147ミリ)に対する浸水想定区域図を令和4年度に作成し、令和5年度中に関係機関との調整を行い、令和6年度にハザードマップとして作成し公表を行い、最大のリスクに対する情報提供を行う。

今後の対策
①対応人員の不足 ▶ 建設部建設班及び下水道部下水道班の各災害配備マニュアルなどの配備体制の見直しを行い、災害内容や被災状況の段階に応じた増員・他部からの応援など、あらかじめ決められた対応だけでなく、状況に応じて支援等が出来る体制を構築する。

今後の対策
情報収集・共有化 災害時総合情報サイトの構築 ▶ 今後の対策は検証項目4「情報の収集・共有・発信」(2)②を参照
災害用無線端末の導入 ▶ 停電時でも情報を収集できる手法として、充電式で写真共有や地図情報への反映が可能な、災害用無線端末を導入することで現地と各班が速やかに情報を共有できる。(令和4年度:3台/令和5年:5台(予定))
情報収集方針の策定と徹底 ▶ 今後の対策は検証項目4「情報の収集・共有・発信」(1)①を参照 様々な災害や規模を想定した「情報収集方針」を定めることにより、情報集約の方針・体制が明確となる。
浸水情報の収集と発信 ▶ 浸水センサー等を設置しリアルタイムで浸水情報を収集するとともに、発信する。
水位・氾濫を予測するシステムの導入検討 ▶ 気象予報、雨量、河川水位等をもとに、事前に防災情報を提供できるよう、人工知能を活用した水位・氾濫域を予測するシステムの導入を検討する。

検証項目9 土砂災害

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き
(宅地内土砂の対策)		
9月 25 日	15:00	第1回検討会議 災害廃棄物、土砂などは地域の公園などに排出することを合意
9月 27 日		国土交通省へ補助制度について事前連絡、現場調査
9月 28 日		「堆積土砂排除事業」制度調整開始
9月 29 日		静岡県から災害救助法に基づく「障害物の除去」制度の事務委任通知及び実施要領を受領し、市ホームページに「障害物の除去」制度について掲載
9月 30 日		国土交通省へ宅地内流入土砂の規模に関する第1報
10月 1 日		宅地内土砂 現地調査開始
10月 2 日	15:00	第3回検討会議 民地内の土砂回収について関係局での対応を決定
10月 6 日	13:00	第4回検討会議 「宅地内土砂対策チーム」発足説明 「宅地内土砂対策チーム」発足
10月 7 日		宅地内土砂撤去 受付開始
(交通路の確保)		
9月 23 日	19:00	大雨警報(静岡市南部)発表に伴い、総括・対策要員 55 名及び平常時から常駐している監視要員4名による配備開始(レベル2配備)情報収集や現地対応を開始
	21:30	複数路線において雨量規制による通行止開始 規制情報を国・静岡県・静岡県警・バス事業者などへ通知 しづみち info(市民向けホームページ)でリアルタイムに規制情報を発信 以降も規制雨量到達による通行止路線拡大に逐一対応
	22:00	(国)362号昼夜渡路肩決壊による通行止
	深夜	各班増員対応(朝方までに約100人に増員) 業者に対し、状況確認やバリケード設置などの対応を依頼
9月 24 日	04:30	(主)梅ヶ島温泉昭和線蕨野路肩決壊による通行止
	06:00	大原釜戸線、大原水見色線、路肩決壊による通行止
	09:00	清地1号線清水橋落橋を確認、通行止対応など 以降も各地で土砂の流入出を確認、通行規制などの対応
9月 24 日	終日	建設業者に対し、災害時協定に基づく出動要請発出 現地情報連絡員を通じて被災状況や孤立情報などを国と共有 必要な支援に関し、協議開始
9月 25 日	21:00	国土交通省ヘリコプターに市職員が同乗し、被害状況確認を実施
9月 26 日	08:30	通行止に伴う孤立世帯数を集計し、建設部から災害対策本部へ報告
9月 27 日	22:00	第1回本部会で孤立情報を共有(19地区 578世帯) (主)梅ヶ島温泉昭和線などの応急対応により通行止解除 市ホームページの孤立状況を更新(0地区0世帯)
9月 29 日	09:30	第2回検討会議にて孤立状況について報告
10月 13 日		新たな仮置場確保のため、中部電力に対し借地を申し入れ
10月 17 日		清水区貝島地区の仮置場用地契約、土砂の受け入れ開始
(斜面崩壊・土砂流出への対応)		
9月 23 日	19:00	大雨警報(静岡市南部)発表に伴い当番職員参集 各部配備後、被災施設や急傾斜、治山、民地などの斜面の情報収集、被害対応開始
9月 29 日		静岡県と連携し、清水区布沢地区などの土砂災害箇所を合同調査

対応状況
・裏山の崩壊や河川の氾濫により、宅地に流れ込んだ土砂などを、自力で撤去することが困難な市民に対し、環境局・経済局・都市局・建設局が連携して、「宅地内土砂対策チーム」を発足し、延べ 100 名の職員が携わりながら、受付から現場確認、ボランティアセンターや建設業者とのマッチング、更には、職員自ら土砂撤去作業を実施するなど、早期復旧に向けた取組を進めた。
・取組状況については、被災情報の受付件数が 580 件あり、このうち、当該事業による土砂などの撤去支援が必要な件数は 239 件で、既に撤去を実施したものは 236 件、2月末時点の進捗率は 98.7%となつておらず、残る 3 件についても、土砂の撤去に向けて関係者などとの調整が整っている。
・9月 23 日(金)19 時の大雨警報発表に伴い、道路・河川の被害確認や通行規制対応などに従事する職員約 50 名が参集。その後の降雨の状況を踏まえ、朝方までに約 100 名まで体制を拡大した。
・23 日(金)21 時半以降、複数路線において規制雨量を超過したことから、順次通行規制を行い、国や県や県警・バス事業者へ報告・情報提供を行うとともに、市民向けにしづみち info(市民向けホームページ)で通行規制情報の提供を行った。
・23 日(金)深夜から 24 日(土)朝方にかけて、道路被害の情報が断続的に入り、都度通行止めや業者への指示を行うとともに、孤立している住民をヘリコプターで避難させるなどの対応を行った。
・国土交通省中部地方整備局の現地情報連絡員が 24 日(土)から建設局災害対策室に常駐を開始。国とのホットラインを活用するなど密に連携を取りながら情報共有や、ヘリコプターによる国・市合同での被災状況確認を行うとともに、復旧作業にあたって資機材の提供や技術支援を受けた。
・通行の確保や避難などの対応を進めたことにより、26 日(月)朝の時点で 19 地区 578 世帯であった孤立は、27 日(火)22 時には解消した。
・9月 23 日(金)以降、斜面崩壊、土砂流出被害の情報を受け付け、県の関係機関と情報共有し、被害状況の確認、現地対応を実施した。
・府内では、建設部等の所管部に加えて、宅地内土砂対策チーム・オフロードバイク隊・総括部調査班等が連携し、現地確認及び情報収集を行った。

月日	時刻	主な動き
9月 30 日		本部長が葵区油山地区の現場を視察
10月 1 日		本部長が布沢地区の現場を視察
10月 7 日	15:00	第3回本部会 大雨注意報(土砂災害)などで避難指示を発表することを決定 避難指示地区(40 地区)を設定
10月 10 日	10:30	第5回検討会議 現地のリスク評価を行い、一定の安全が確認できた場合、避難指示を解除することを決定 災害対策本部にて現地確認を実施
10月 14 日		避難指示地区を 40 地区から9地区に変更

(1) 宅地内土砂の対応

課題・問題点	原因分析
①初動の遅れ ・宅地内土砂の対応について、本市における所管が明確化されておらず、国の支援制度を効率的に活用する体制も整っていなかった。 ・初動に遅れが生じたことで、被害全容の把握をはじめ、土砂の撤去までに時間を要した。	①初動の遅れ ・宅地内土砂の対応について、体制及びマニュアルが整備されていなかった。
②被害情報の錯綜・混乱 ・様々なルートから被害状況があげられたことによって、被害情報が錯綜・混乱し確認に時間を要した。 ・宅地内土砂の撤去の方針が決定するまでの間、関係各部（環境部・経済部・都市部・建設部・区本部）に問合せが殺到し、対応に追われた。	②被害情報の錯綜・混乱 ・被害情報の一元管理ができていなかった。 ・宅地内土砂の撤去に関する方針の決定が遅れ、一元的な情報発信ができなかった。
③応急復旧事業者及び搬出先の確保の困難 ・土砂や災害廃棄物の応急復旧業者及び搬出先の確保に時間と迅速な対応が取れなかった。	③応急復旧事業者及び搬出先の確保の困難 ・撤去された土砂の搬出先が事前に選定されていなかった。 ・市民生活に影響が大きい道路や河川などインフラの復旧を優先的に実施したため、宅地内土砂撤去に係る建設業者の手配が困難となった。

(2) 交通路の確保

課題・問題点	原因分析
①孤立情報の発信 ・孤立集落の公表について、統一的な情報発信ができなかった。	①孤立情報の発信 ・地域防災計画などに、孤立集落の把握・公表に関する役割分担が明確に定めていなかった。
②応急復旧業者及び搬出先の確保の困難 ・土砂や災害廃棄物の応急復旧業者及び仮置場の確保に時間を要した。	②応急復旧業者及び搬出先の確保の困難 ・撤去された土砂の搬出先が事前に選定されていなかったことから、災害時に迅速な対応がとれなかった。 ・市民生活に影響が大きい道路や河川などインフラの復旧を優先

対応状況
・現地確認の結果、2次災害の発生に特に注意を要すると判断した葵区油山地区、清水区布沢地区等9地区について、個別に電話連絡網を作成し、大雨時には住民に連絡し避難を促すこととした。また、10月15日(土)及び22日(土)に総括部及び区本部職員が9地区を訪問し、住民に対し、注意喚起したほか、気象情報の収集等に関するチラシを配布した。 ・避難指示の発表について、総括部・建設部・区本部にて対応を協議し、避難指示の発表レベルを、土砂災害警戒情報から大雨注意報等に引き下げるなど、通常よりも早い段階で避難指示を発表することとした。

今後の対策
①初動の遅れ ➢ 災害廃棄物を含む、宅地内土砂撤去についての、体制、役割、所管、及び、国の支援制度の活用手法などを明確化したマニュアルを整備し、訓練を重ねて対応力を高める。
②被害情報の錯綜・混乱 ➢ 今後の対策は、検証項目4「情報の収集・共有・発信」を参照
③応急復旧事業者及び搬出先の確保の困難 ➢ 国・県とも連携しながら、候補地の選定を行い、継続利用を含め、仮置できるよう調整を実施する。(3月 14 日(火)時点：市内 8か所 11 万m ³ 内諾済み) ➢ 宅地内土砂対応が出来るよう、インフラ復旧に従事しない業者と事前に協定を締結するなど体制を整備する

今後の対策
①孤立情報の発信 ➢ 各施設管理者が通行状況を確認し、災害対策本部総括部に情報提供を行い、各種情報を総合的に判断し一元的に公表する。
②応急復旧業者及び搬出先の確保の困難 ➢ 早期復旧に必要な仮置場は、想定の 20 万m ³ に対し、11 万m ³ について内諾済みである不足分については、市営受入地として運用できる有効な土地の調査や民間から受入地の公募及び盛土

	的に実施したため、被災した農道及び林道に係る建設業者の手配が困難となった。
--	---------------------------------------

(3) 斜面崩壊・土砂流出への対応

課題・問題点	原因分析
①所管の明確化 ・被災施設や斜面の種別（急傾斜、治山、民地など）が多岐にわたっており、所管の特定に時間を要した。	①所管の明確化 ・被災施設や斜面の種別による所管の違いが関係各部（環境部・経済部・都市部・建設部・区本部）まで周知されておらず、対応すべき所管の特定が困難だった。
②災害リスク評価の困難 ・避難情報の発表の特例として通常より早い段階で発表したが、解除する際の明確な災害リスク評価が困難だった。	②災害リスク評価の困難 ・危険が迫っていると判断する基準が設定されていなかった。

許可申請等に係る支援事業に着手するとともに引き続き国・県と連携しながら安定的かつ円滑な受け入れ可能な用地を確保する。 ➤ 建設局灾害配備体制を風水害時に地震時の体制と同様の市内支部拠点の設置について、各建設業協会、非協会員などと協議し変更協定を締結する。
--

今後の対策
①所管の明確化 ➤ 所管判別フローを作成し関係各部を含め訓練を重ね、対応力を高める。
②災害リスク評価の困難 ➤ 避難指示の特例について、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による災害リスク評価を基に検討する。

検証項目 10 被災者支援

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き
(ボランティア本部の設置・運営の支援)		
9月 24 日		静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーターによる協議
9月 25 日		静岡市社会福祉協議会、市などによる協議 災害ボランティア本部開設・閉鎖など検討委員会の開催
9月 26 日		災害ボランティア本部設置
9月 27 日		ボランティア事前登録開始 被災者からの活動要請受付開始
9月 29 日		災害ボランティア活動開始 (城東サテライト、西ヶ谷サテライト、はーとぴあ清水、みなくる)
10月 1 日		松野ミニサテライト、油山ミニサテライトの設置
10月 8 日		大内公園サテライトの設置
10月 14 日 以降		サテライト、ミニサテライト、駿河地区センター順次閉鎖
(生活必需品の給与・住宅支援 (災害救助法等に基づく支援))		
(1) 災害救助法の適用		
9月 24 日	06:30	災害救助法適用
	08:30	危機管理総室から市民部へ災害救助法適用の連絡
	10:00	市民部内での対応整理
	10:50	防災メールにて応急救助事務関係職員へ市民部から通知 静岡県から応急救助事務委任文書受領 内閣府が災害救助法に関する説明会を実施
(2) 被災者支援システム		
10月 4 日		被災者支援システムの導入について打合せ
10月 18 日		被災者支援システム運用開始
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与		
9月 26 日	14:15	市民自治推進課から法に基づく応急救助事務担当所管へ災害救助法適用の情報共有
9月 27 日	15:00	熱海市に事業の進め方について聞き取り (以降、隨時実施)
9月 29 日	14:30	契約課と契約事務の打合せ(以降、随时実施) 以降、事業スキーム検討
	15:00	保険年金管理課(「物資調達に関する協定」の担当課)と委託先の確認 事業者と打合せ(以降、随时実施)
9月 30 日		9月追加補正予算要求
10月 4 日	10:00	「被災者支援制度のご案内」に「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を掲載 事業者、契約課と打合せ
10月 7 日	17:10	被服、寝具その他生活必需品の給与等事業専用ホームページを公開
10月 11 日		委託契約締結
	08:30	3区被災者支援窓口開設(申請受付開始)
(4) 住宅支援		
9月 26 日		市営住宅の空室を一時使用室として受付開始
9月 28 日		市営住宅の一時使用室の入居開始
9月 29 日	11:00	静岡県から災害救助法に基づく制度の事務委任通知(「借上げ型応急住宅」を除く)を受領
	16:30	市ホームページに「住宅の応急修理」制度及び相談対応開始について掲載 9月追加補正要求

対応状況
・発災直後から災害ボランティアセンター開設に向け、市社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターとの協議を開始した。
・ボランティアセンターとの情報共有会議にて要望があった、駐車場の確保など早急に対応することができた。
・地区センターから主な活動拠点を被災場所に近いサテライト拠点に変更するなど、円滑な活動を行うことができた。
(1) 災害救助法の適用
・9月 24 日(土)に防災メールを活用し、応急救助事務関係職員へ市民部から災害救助法が適用された旨を通知し、情報共有を行った。
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
・自宅外避難者情報を清水区河内自治会長・和田島自治会長に聞き取り、支援制度の案内チラシを清水区高部連合自治会に20部、清水区飯田連合自治会に1,000部配布し、制度を必要とする被災者の確認と事業の周知を実施した。
(4) 住宅支援
・応急修理事業者向け説明会を実施した(駿河区会場、清水区会場計2回)。説明を聞いていない業者は個別対応で実施した。
・被災者支援窓口(葵区・清水区)に「住宅の応急修理」ブースを開設した。
・応急修理制度の対象工事について、よくある質問集とともに修理業者に見積書の記載例、留意事項を案内し、手続きを円滑にできるよう努めた。

月日	時刻	主な動き
10月1日		罹災証明書交付時に「住宅の応急修理」に関するチラシを同封開始
10月3日		「被災者支援制度のご案内」に「住宅の応急修理」を掲載
10月5日	13:00	応急修理事業者向け説明会開催(駿河区役所会場)
10月6日	10:00	応急修理事業者向け説明会開催(清水区役所会場)
10月11日	08:30	「住宅の応急修理」受付開始(6月23日まで実施予定)
10月13日		「借上げ型応急住宅」の受付開始
(被災者の健康観察・見守り等)		
(1) 被災者健康観察事業		
9月26日		民生委員、保健委員、静岡市清水医師会などへの被害状況聞き取りを開始
9月27日		清水区の浸水地域を巡回、被害の大きな地域を特定
10月3日		葵区の地域包括支援センター4か所、清水区の同センター7か所に被害状況を聞き取り 静岡県健康増進課、中部健康福祉センターと被災状況を情報共有 熱海市を事例とした健康支援活動について説明を受ける
10月3日	以降	福祉総務課が保有する避難行動要援護者名簿をもとに、浸水被害が深刻な地域を調査～10月8日
(2) 被災者見守り・相談支援事業		
10月18日		静岡県、静岡県社会福祉協議会と「支え合い事業」について協議 以降、事業スキームの検討や発注準備開始
12月12日		第11回検討会議にて事業開始を共有
1月4日		「被災者見守り・相談支援事業」を発注～3月31日
(被災者の個別訪問調査)		
10月25日		危機管理室・市民局・保健福祉長寿局による被災者調査スキームの検討
11月7日		被災者調査 1巡回開始
12月2日		被災者調査 1巡回終了
12月3日		被災者調査 2巡回開始(1巡回不在世帯再訪問)
12月17日		被災者調査 終了(13,943世帯調査、調査従事者 1,955人)
(被災事業者(中小企業・小規模事業者・農業者)支援)		
9月26日		関係機関(商工会議所・農業協同組合など)へ被害状況調査を依頼 ※以降、各関係機関から隨時被害状況を受領
		9月追加補正予算事業検討開始
		9月追加補正予算要求
(支援物資)		
9月26日		市からの物資配布や直接届けられる支援物資への対応を行う。 企業などからの支援物資提供の連絡が多数寄せられた。

対応状況
・応急修理制度では令和5年3月23日(木)未現在1,335名の申込のうち750名が応急修理工事を完了した。
・自宅が被災した方々に対して、市営住宅の空室を一時使用室として提供した。※
・静岡県が民間賃貸住宅を借上げて被災した方々に提供する「借上げ型応急住宅」の実施を静岡県に要請し、受付窓口事務を行った。
・「借上げ型応急住宅」の対象とならない世帯を支援するため、一時的に民間賃貸住宅に入居した場合の家賃などに対する市独自の補助金を創設した。※
※については、災害救助法に基づかない市独自の支援
(1) 被災者健康観察事業
・民生委員、保健委員などへの被害状況聞き取りや浸水地域を巡回して、被害の大きな地域を特定した。
・浸水被害が深刻な地域について、福祉総務課が保有する避難行動要援護者名簿をもとに、健康調査を実施(165世帯)した。
・被災者の個別訪問調査後の健康調査を実施(752世帯)した。
(2) 被災者見守り・相談支援事業
・国の補助金を活用し、令和5年1月4日「静岡市地域支え合いセンター」(受託者:静岡市社会福祉協議会)を開設し、みなし仮設入居者や被災者調査の結果などで判明した非在宅の被災者256世帯に対して、訪問などを通じた見守り支援を開始した。(令和5年度も継続実施の予定)
・被災者への訪問調査を実施し、調査結果から被災者が直面している問題やニーズに対して対応を行った。
・関係機関(商工会議所・農業協同組合など)や市の被害状況調査により事業者が被害(建物・設備・農地など)を受け、事業再開に向けた支援が必要であることが確認できたため、各種被災事業者支援事業を実施した。
*被災中小企業等支援金支給事業(9月追加補正)
*中小企業災害対策資金利子補給事業(9月追加補正)
*農地等災害復旧事業(9月追加補正予算)
*被災中小企業等再建支援事業等補助金(11月追加補正)
・生涯学習交流館、自治会等が連携して現場において物資の対応を迅速に実施した。
・高齢者(要介護4以上)などの要配慮者474人に対して救援物資(飲料水ペットボトル)を職員が直接、各戸に配布した。加えて、配達業務委託により要配慮者425人に対して救援物資(飲料水ペットボトル)を各戸に配布した。

(1) ボランティア本部の設置・運営の支援

課題・問題点	原因分析
①災害ボランティアセンター	<p>・災害ボランティアセンターの設置場所となっている公の施設（番町市民活動センター、清水社会福祉会館）の機能を維持しながら、災害ボランティアセンターの運営を円滑に行なうことが難しく、他の場所における拠点設置の調整に時間を要した。</p> <p>・災害ボランティアセンターの被災地の近くに設置する活動拠点であるサテライト拠点は、発災直後に明らかとなる施設の被害状況や被災地域までのアクセスなどの条件を踏まえた施設・場所を選定する必要があった。</p> <p>・災害ボランティアセンターの設置・運営経費に係る公費負担の調整に時間を要した。</p>
	<p>①災害ボランティアセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区災害ボランティアセンターの設置場所となっている公の施設について、他の施設利用者がおらず、施設全体を比較的自由に使用できるという前提でレイアウト等を想定し訓練を行っていたため、他の施設利用者がいる状況の想定が不十分であった。 <p>・被災地の近くに設置する活動拠点であるサテライト拠点は、発災直後に明らかとなる施設の被害状況や被災地域までのアクセスなどの条件を踏まえた施設・場所を選定する必要があった。</p> <p>・災害ボランティアセンター運営に係る必要な経費について静岡市社会福祉協議会と市でどのように費用負担するかの想定ができていなかった。</p>

(2) 生活必需品の給与・住宅支援(災害救助法等に基づく支援)

課題・問題点	原因分析
①災害救助法の適用、②被災者支援システム、③被服、寝具その他生活必需品の給与、④住宅支援 共通	<p>・各種被災者支援業務の準備から受付開始までに日時を要した。</p> <p>・被災者支援に関する情報を連携させるシステム導入まで関係部間で円滑に共有ができていなかった。</p> <p>・被災者支援システムの導入まで被災者台帳のもととなる災害罹患者調査原票がエクセル管理であったため、発災後の罹災証明書交付申請受付→建物被害認定調査→調査結果データ化→罹災証明書交付→被災者台帳（仮設住宅、支援金など）作成→生活再建支援という一連の流れについて、関係部での共有に時間を要した。</p> <p>・「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効果的に実施するために必要な被災者台帳のフォーマットの整備、共有がされていなかった。</p> <p>・各種被災者支援業務について、事務の流れ、必要となる様式などが定められていなかった。</p> <p>・各種被災者支援業務について、事務の運用に変更が生じたものがあり事務取扱マニュアルを策定したが、策定後の関係部への説明ができていなかった。</p> <p>・避難情報の解除に伴い地区支部員を早期に撤収したことや被災者支援システムが10月17日まで稼働していなかったことなどにより被災者情報が不足していた。</p>
④住宅支援	<p>④住宅支援</p> <p>ア 「静岡県借上げ型応急住宅事業」の申請受付開始までに日時を要した。</p> <p>イ 静岡県借上げ型応急住宅への申込をしたものの入居可能な民間賃貸住宅がなかなか見つからない被災</p> <p>ア 発災直後に市営住宅の一時使用の受付を開始したが、申込件数が少なかったため、静岡県借上げ型応急住宅の必要性を認識できなかった。</p> <p>イ 入居期間が短い上に、静岡県借上げ型応急住宅事業の契約事務が煩雑であるため、不動産会社や貸主の協力を得られにく</p>

今後の対策
①災害ボランティアセンター
➤ 各地区災害ボランティアセンターの設置にあたり必要な施設環境を再検討とともに、運用方法をマニュアル化する。
➤ 被災地の近くに設置する活動拠点であるサテライト拠点候補地となる施設をピックアップし施設管理者と事前調整を行う。
➤ 災害ボランティア本部の経費負担について、今回の対応をもとに、負担項目の確認・共有を行う。

今後の対策
①災害救助法の適用、②被災者支援システム、③被服、寝具その他生活必需品の給与、④住宅支援 共通
➤ 被災者支援システムの運用について具体的なマニュアルなどを作成する。
➤ 他都市の事例など、マイナポータルを活用した迅速かつ効率的な被災者支援の検討をする。
➤ 災害救助法に基づく応急救助事務の周知は、災害時に受けられる支援をまとめて周知することが市民に対しても有効であるため、ホームページを「誰もが見やすくわかりやすい構成」「アクセス集中時における安定稼働」ができる情報発信ツールとするため、公式ウェブサイトをリニューアルする。（検証項目4 情報の収集・共有・発信の対策）
➤ 応急救助事務担当部に対する実務研修を毎年実施する。
➤ 今回の災害対応を踏まえたよくある質問集などにより事例を蓄積し、関係部で共有していく。
➤ 各種被災者支援業務について、あらかじめ事業スキームなどを検討しておく。

今後の対策
④住宅支援
➤ 当該事業が県所管であることから、県と連携のうえ、不動産事業者に対して、制度の内容や手続き方法なども含め、発災時に居室を確保していただけるよう改めて理解、協力を求める。また、当該事業に協力可能な不動産事業者の増加や事務手続きの簡素化について県に要請する。

者がいた。	い。
ウ 発災当初は「住宅の応急修理」を必要とする被災者からの申込が少なかった。	エ 本市では、これまで「住宅の応急修理」を経験したことが無かったため、必要な応急修理業者数を想定できなかつた。
エ 応急修理に対応ができる登録業者が少なかったため、修理工事が集中し、順番待ちとなり工事を進められなかつた。	

(3) 被災者の健康観察・見守り

課題・問題点	原因分析
①健康観察・見守り ・「被災高齢者等把握事業」や「被災者見守り・相談支援事業」の実施検討に遅れがあった。 ・在宅被災者の健康観察の実施に時間をおとした。	①健康観察・見守り ・「被災高齢者等把握事業」や「被災者見守り・相談支援事業」など災害救助法に関連した国の制度の把握ができていなかつた。 ・地域防災計画上、被災者の健康観察の対象は避難所などへの避難者としており、対象が不明確であったため、在宅被災者の想定が不足していた。

(4) 被災者の個別訪問調査

課題・問題点	原因分析
①被災者調査 ・自治会、地域包括支援センター、静岡市社会福祉協議会などがそれぞれの活動の中から支援が必要な方の把握をしていったが、自治会未加入者や様々な理由により自ら声を上げることができない被災者の把握が困難だった。	①被災者調査 ・災害対策本部は、発災初期から自治会未加入者や様々な理由により自ら声を上げることができない被災者を調査・把握する必要があるという認識がなかつた。 ・要支援者を個別訪問して調査・把握することを想定していくなく、調査体制が構築できなかつた。

(5) 被災事業者(中小企業・小規模事業者・農業者)支援

課題・問題点	原因分析
①事業者支援 ・被害状況調査、ニーズの把握などの初動に遅れが生じた。 ・支援制度の構築に時間を要した。	①事業者支援 ・各種支援策は、被害状況やニーズに応じて検討するため、事前の準備が困難であった。

- 当該事業が県所管であることから、住宅の応急修理に対応できる業者を確保するため、県と連携して協定団体事業者等に対し、制度案内・名簿登録更新を実施し、実行性ある応急修理対応業者の名簿を作成する。

【協定団体事業者等】

- ①静岡県応急修理対応業者
静岡県木造応急仮設住宅建設協議会、静岡県安心・安全リフォーム協議会所属団体
- ②市協力協定団体
・静岡建設業協会、清水建設業協会、静岡大工建築業(協)、株ミツワ建設、(有)村松カクミツ住建
- ③その他建設業団体
・ブレハブ建築協会中部支部静岡県分会
・清水建設産業組合 等

今後の対策
<①健康観察・見守り>
➤ 保健福祉部が所管する被災者の健康観察・見守りに関する市の事業や、国・県の補助制度など制度的対応（被災高齢者等把握事業、被災者見守り・相談支援事業、国保納付期限などの各種申告の期限延長・猶予の検討など）について、一覧表を作成する。一覧表には、事業や制度の概要、市所管課、国・県の所管先、申請時期・期限などについて記載する。
➤ 被災者支援システムにおいて、「避難行動要支援者名簿」に含まれる情報並びに要介護状態区分、障害支援区分及び健康状態等の情報を、「被災者台帳」に含まれる住民情報（氏名、住所等）や被災情報（住家の被害等）と統合させ一元管理することにより、被災状況に応じた援護対象者の抽出、見守り・健康観察等の支援を効果的・効率的に実施する仕組みを構築する。

今後の対策
<①被災者調査>
➤ 要支援者の情報提供や対応に係る自治会などと情報共有する体制を強化する。
➤ 災害の種別や規模に応じた要支援者の把握方法や調査を実施する場合の体制を検討する

今後の対策
<①事業者支援>
➤ 発災後、被害状況やニーズをすみやかに把握するとともに、事業者の立場で必要な支援策の検討を行う。あわせて、それらの検討が円滑に進むよう所属内で手順を共有する。
➤ 具体的な支援策については、今回実施した事業をもとに、被災状況に対応した支援策を迅速に検討する。（支援金支給事業、復旧・再建事業等助成など）
➤ 事業者の業務継続計画策定を促進する。

(6) 支援物資

課題・問題点	原因分析
①支援物資 今回、救援物資が飲料水ペットボトルであり何とか対応できたが、救護物資班として風水害時における生活必需品など、他の物資が必要になる場合には対応困難となる懸念を認識した。	①支援物資 送付された様々な支援物資に対応する役割分担や配布方法、受入れのルールが明確でなかった。 救援物資対応マニュアルでは、地震を想定しており、地震以外での災害時を想定して策定されていなかった。

今後の対策

今後の対策
①支援物資 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 支援物資の受入れに関する役割などについて、関係部間で確認し、救援物資の事務分掌の見直しを含む協議を行う。 ➤ 地震以外の災害時における救援物資にかかる対応マニュアルを作成するとともに、体制を整備する。 ➤ 支援物資の受入れ、配布に関する情報を本部、区本部、地区支部、関係施設等で統一的な考え方と対応が図ることができるよう連絡方法や共有方法を検討する。 ➤ 災害時の指定管理者の役割を検討する。

検証項目 11 その他

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き
(災害用備蓄の活用)		
9月 26 日	13:30	清水区の地区支部に備蓄している仮設トイレの設置を要請
9月 27 日	午前	携帯トイレを備蓄場所(旧清水斎場)から物資集積拠点に集積 要配慮者に携帯トイレの配布開始～9月 30 日(金)
	午前	清水区内の小学校等に仮設トイレを設置、使用開始
	午後	給水拠点(各生涯学習交流館と清水庁舎)に携帯トイレを設置
9月 28 日	午前	給水拠点(各生涯学習交流館と清水庁舎)で携帯トイレの配布開始～9月 29 日(木)
10月 3 日	午後	断水解消に伴い、仮設トイレの使用終了
10月 4 日	午前	仮設トイレ撤去開始
10月 14 日	午後	仮設トイレ撤去完了

対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・給水拠点 10 か所で携帯トイレを配布するほか、保健福祉部と協力・連携し、要配慮者へ個別配布するなど、270,200 枚の携帯トイレを配布した。 ・市が備蓄する組立式の仮設トイレ 24 基、協力協定に基づき(一社)日本建設機会レンタル協会からリースした仮設トイレ 17 基を 9 月 27 日(火)から、生涯学習交流館など公共施設 17 か所に設置した。

(1) 災害用備蓄の活用

課題・問題点	原因分析
①災害用備蓄の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・断水対策として、携帯トイレを給水拠点などで配布するほか、仮設トイレを各小学校に設置したが、災害用備蓄を提供するまでに時間を要した。 ・災害用備蓄の飲料水用ポリ袋を配布しなかったことから有効活用できなかった。 	①災害用備蓄の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・災害用備蓄を提供する際の役割分担(運搬・配布・在庫管理など)や人員配置などが明確でなかった。 ・災害用備蓄は、避難所での利用を基本としていたため、被災者への配布などを想定した備蓄に関する明確な規定が定められていなかった。 ・災害用備蓄と流通備蓄の活用に関するすみ分けや基準が定められていなかった。 ・各家庭、事業所などにおいて十分な備蓄がされていなかった。

今後の対策
①災害用備蓄の提供 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地震や台風などの災害の種類、避難行動の状況、食糧やトイレなどの備品の種類などを踏まえた市が保有する備蓄の活用に関する基準を定める。 ➢ 災害用備蓄等を被災者等に速やかに提供できるよう、総括部に物資班を設置し、災害用備蓄や救援物資、支援物資を一元的に管理(調達・受入・輸送・供給)できる体制を整備する。また、物資班、保健福祉部救護物資班、区本部物資班等の役割分担を明確にするとともに、責任者を配置した上で、災害用備蓄等が効率的・効果的に活用できるよう、定期的に分野別訓練を実施する。 ➢ 災害用備蓄や支援物資等の対応マニュアル(協力協定の利用、職員・他機関による運搬)について検討する。 ➢ DXを活用し、災害用備蓄や支援物資等を効率的に配分する。 ➢ 市ホームページや出前講座、地域防災訓練などの機会を捉え、家庭や事業所における備蓄の必要性(必要となる物資の種類、確保すべき数量、日数)について積極的に啓発活動を行う。 ➢ 災害時に必要な備蓄が迅速かつ適切に配布できるよう協力協定を更に増加させるなど、民間事業者との連携・協力体制を強化する。

台風第15号に係る災害対応検証【改定版】

令和5年8月
静岡市

編集：静岡市 危機管理総室
〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5-1
TEL：054-221-1012 FAX：054-254-2100